

# 平成22年3月甲良町議会定例会会議録

平成22年3月9日（火曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- |     |        |  |
|-----|--------|--|
| 第1  |        | 会議録署名議員の指名                                   |
| 第2  |        | 会期の決定  |
| 第3  | 議案第3号  | 甲良町公営住宅管理条例の一部を改正する条例                        |
| 第4  | 議案第4号  | 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例   |
| 第5  | 議案第5号  | 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例               |
| 第6  | 議案第6号  | 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                     |
| 第7  | 議案第7号  | 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例                  |
| 第8  | 議案第8号  | 甲良町デイサービスセンター「かつらぎ」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて |
| 第9  | 議案第9号  | 甲良町課設置条例の一部を改正する条例                           |
| 第10 | 議案第10号 | 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例                          |
| 第11 | 議案第11号 | 甲良町公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例                    |
| 第12 | 議案第12号 | 甲良町新総合計画につき、議決を求めることについて                     |
| 第13 | 議案第13号 | 平成21年度甲良町一般会計補正予算（第6号）                       |
| 第14 | 議案第14号 | 平成21年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                 |
| 第15 | 議案第15号 | 平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）              |
| 第16 | 議案第16号 | 平成21年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）                   |
| 第17 | 議案第17号 | 平成21年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）            |
| 第18 | 議案第18号 | 平成22年度甲良町一般会計予算                              |
| 第19 | 議案第19号 | 平成22年度甲良町国民健康保険特別会計予算                        |
| 第20 | 議案第20号 | 平成22年度甲良町老人保健医療事業特別会計予算                      |
| 第21 | 議案第21号 | 平成22年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算                     |
| 第22 | 議案第22号 | 平成22年度甲良町介護保険特別会計予算                          |
| 第23 | 議案第23号 | 平成22年度甲良町墓地公園事業特別会計予算                        |
| 第24 | 議案第24号 | 平成22年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予                    |

算

- 第25 議案第25号 平成22年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算  
第26 議案第26号 平成22年度甲良町下水道事業特別会計予算  
第27 議案第27号 平成22年度甲良町水道事業会計予算  
第28 同意第1号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めること  
について  
第29 意見書第1号 核兵器の廃絶と世界恒久平和を求める意見書（案）につ  
いて  
第30 一般質問

◎会議に出席した議員（11名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
5番	山崎昭次	6番	宮寄光一
7番	建部孝夫	8番	藤堂一彦
9番	西澤伸明	10番	藤堂与三郎
11番	山田壽一		

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	藤原新祐
総務主監	野瀬喜久男	会計管理者	橋本敏治
教育次長	川並孝一	保健福祉主監	山崎義幸
産業振興主監	茶木朝雄	建設水道主監	中山進
人権主監	米田義正	総務課長	山本貢造
税務課長	小川昭雄	学校教育課長	奥川喜四郎
人権推進課長	山本一孝	保健福祉課長	大橋久和
建設課長	若林嘉昭	呉竹センター館長	金田長和
長寺センター館長	小林長治		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	村田和久廣	書記	宝来正恵
------	-------	----	------

(午前 9時11分 開会)

○山田議長 ただいまの出席議員数は11人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成22年3月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 金澤議員および5番 山崎議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの11日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。

北川町長。

○北川町長 本日、平成22年甲良町議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところをご出席をいただき、まことにありがとうございます。

平素は、町行政全般にわたりまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明に先立ち、若干の行政報告を申し上げます。

平成に入って22年、西暦言いますと2010年を迎え、21世紀に入りはや10年目となりました。カナダのバンクーバーで開催された冬のオリンピックでは、日本選手もよく検討し、スピードスケートとフィギュアスケートで銀3、銅2、7人のメダリストとほかの種目でも入賞者が出るなど、選手の活躍が胸を膨らませることができました。

その一方で、中米カリブ海のハイチに続いて、チリにおいても巨大地震が発生し、死傷者や罹災者の大惨事報道が届き、避難生活を余儀なくされておられる方々に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

次に、我が国の経済動向であります。先月23日に発表された2月の政府月例経済報告によると、景気は持ち直してきているが、自律性に乏しく、失

業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあるとの基調判断がなされております。先行きについては依然厳しい雇用情勢が続く中、これ以上の悪化を来さないことを願うばかりであります。

さて、本年の5月に予定している「2010年高虎サミット in 甲良」の開催が、町全体を明るいイメージの転機となり、プラス志向、活性化方策にはずみをつけたいと考えます。

そこで、ゆるキャラ「とらにゃん」にも一役かってもらい、その手始めとして、4月21日のプロ野球阪神・広島戦に、「とらにゃん甲子園応援キャンペーン」と題し、町商工会で観戦ツアーの計画をしていただいております。実行委員会では急ピッチに甲良らしいサミット開催に向け、着々と準備が進められております。このサミットに多くの町民の皆さんが主体的にご参加いただくとともに、高虎ゆかりの地域とさらなるきずなが深まり、関係地域と進めているNHK大河ドラマ「藤堂高虎」実現のうねりが高まり、その引き寄せができることを願ってやみません。議員各位のご支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、今3月定例会に提案する議案の中から主な事項を2点申し上げます。

まず1点目は、甲良町新総合計画についてであります。この計画は、100年の大計に立って、新たな時代の第一歩を踏み出す総合計画の大目標を立て、策定に着手しました。職員はもとより、町民策定委員61人と滋賀県立大学地域再生学講座の学生方にも参画をいただき、基本構想の中にこれからの10年を支えるプロジェクトとして盛り込むことができました。

新総合計画（案）について、総合計画審議会に諮問し、意見をお願いいたしました。先月、2月21日に開催した甲良町新総合計画を考えるまちづくりセミナーにおいて、審議会長から、これからのまちづくりに期待し、おおむね妥当なものと判断するとの答申をいただきました。この計画をもとに、町民と行政がともに携え合ってまちづくりの取り組みをさらに発展させ、着実な歩みをめざしてまいりたいと思っております。

また、新総合計画と同時進行で策定に当たってまいりました甲良町人権施策基本方針について、3月10日までがパブリックコメントの募集期間中であり、今月中に開催する人権擁護審議会の答申を経て年度内に基本方針の策定を完了いたすものであります。

2点目は、湖東定住自立圏構想についてであります。今、日本全体が人口減少社会となる中で、その減少度合いは大都市圏に比べ地方圏でより顕著となり、個々の市町村がフルセットの生活機能を整備し、維持していくことは困難となっていくと見られます。さまざまな行政サービスのうち、より高度なものや

広域的に対応すべきものについては、協定に基づき市町の領域を超えて取り組むこととし、この取り組みに対して国が必要な支援を行う仕組みが定住自立圏構想であります。2月25日、全議員に説明のあった共生ビジョンについては、平成22年度から同26年度の5カ年計画であります。その中身は、甲良町と彦根市が昨年10月4日に締結した定住自立圏形成協定に基づき、推進する具体的取り組みであります。ビジョンでは、いわゆる協定施策の実施計画といっても過言ではありません。

平成22年度の事業費が総務省の包括的財政措置、すなわち行政需要にカウントされ、周辺町の1,000万円の特別交付税の対象となるものであります。定住自立圏構想によって各施策を広域的に高め、よりよい地域となるよう、議員各位のご支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要を申し上げます。

議案第3号は、甲良町公営住宅管理条例の一部改正で、公営住宅の入居者の安全で平穏な生活が確保されるよう、入居資格において暴力団員の排除条項を整備するものであります。

議案第4号は、甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、改良住宅の譲渡問題をご検討願う甲良町改良住宅譲渡検討委員と住宅施策の重要事項をご検討願う甲良町地域住宅計画策定委員を追加し、その日額報酬等を定めるものであります。

議案第5号 甲良町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、議案第6号 甲良町職員の給与に関する条例の一部改正および議案第7号 甲良町職員の育児休業に関する条例の一部改正の3議案は、いずれも職員が月に60時間を超える時間外勤務を行った場合の時間外手当の支給割合の引き上げと、支給割合の引き上げ分の支給にかえて振りかえ休暇を指定することができること、また、週休日に半日勤務を二度行った場合に、振りかえにより1日の週休日とすることができる改正であります。

議案第8号は、甲良町デイサービスセンター「かつらぎ」の指定管理者を選考の結果、鈴木ヘルスサービス株式会社に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号は、甲良町課設置条例の一部改正で、平成22年度に向けて行政組織の活性化とスリム化、そして町民に対してわかりやすい職場体制をつくるための機構改革として課の設置条例を改正するものです。総務課の一部を住民課と企画監理課に分け、滞納整理の収納促進課は税務課に統合し、課の名称をシンプルにするため産業振興課を産業課に、人権推進課を人権課に改めるもので、都合1室10課を1室11課に再編するものであります。

議案第10号 甲良町介護保険条例の一部改正および議案第11号 甲良町公共下水道事業審議会条例の一部改正は、本町議会において執行機関の附属機関として設置している委員会、審議会、運営協議会委員として議員が就任しないことが決定されました。これに伴い、介護保険運営協議会および下水道審議会の組織と委員構成を改正するものであります。

議案第12号は、平成22年度から平成32年度の11カ年次を計画期間とする甲良町新総合計画についてであり、市町村はその事務を処理するにあたって議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、それに即して行うようにしなければならないとしている地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号は、平成21年度甲良町一般会計補正予算（第6号）で、1,870万円を増額し、補正後の予算額の総額を40億2,175万6,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳出では、総務管理費における小水力発電実証調査業務委託の増、中学生海外派遣研修補助金、廃止路線代替バス運行補助金の減ほか、社会福祉費における介護保険会計操出金、地域介護福祉空間整備交付金返還金の増、自立支援給付費、日常生活用具給付費、後期高齢者検診委託の減ほか、児童福祉費における子ども手当システム業務委託、保育園施設備品購入の増ほか、保健衛生費における各種がん検診委託の増、住民検診委託、高齢者予防接種委託、新型インフルエンザ予防接種料補助金、妊婦健康診査事業委託の減、農業費におけるふるさと交流村整備事業、緊急雇用創出事業、東川原地先通水工事設計業務の減、土木費における名神高速道路西明寺橋緊急修繕工事委託の増、町営住宅修繕費、町有地登記委託料の減ほか、中学校費における施設備品購入費の増、特別会計操出金で、新築資金会計操出金の増、歳入では、分担金及び負担金における広域入所保育料の増、国庫支出金における子ども手当事務交付金、地域活力基盤創造交付金の増、障害者自立支援給付費負担金および農山漁村活性化プロジェクト交付金の減ほか、県支出金における緑の分権改革推進事業交付金の増、障害者自立支援負担金、緊急雇用創出事業交付金の減、町債におけるふるさと交流村整備事業債の減等でございます。

議案第14号は、平成21年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で、4,002万8,000円を増額し、補正後の予算額の総額を9億4,571万9,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳出では、療養諸費における医療費の増、高額療養費の増、予備費の減、歳入では、国庫支出金における療養給付費負

担金、特別調整交付金の増、療養給付費交付金における退職保険者負担金の増、共同事業交付金における保険財政共同安定化事業交付金の増、高額医療費共同事業交付金の減、繰入金における基金繰入金の増、前期高齢者交付金の増等でございます。

議案第15号は、平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）で、1,060万6,000円を減額し、補正後の予算額の総額を4,902万8,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の減、歳入では後期高齢者医療保険料の減、繰入金における保険基盤安定繰入金の増等でございます。

議案第16号は、平成21年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）で、4,373万2,000円を増額し、補正後の予算額の総額を6億928万9,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳出では介護サービス等諸費における給付費の増、高額介護サービス等費における給付費の増、予備費の減、歳入では、介護保険料の増、国庫支出金における給付費の増、支払基金交付金における給付費の増、県支出金における給付費の増、繰入金における一般会計繰入金の増等でございます。

議案第17号は、平成21年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）で、37万6,000円を増額し、補正後の予算額の総額を5,711万5,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳出では、総務管理費における職員人件費の減、公債費における繰上償還元金の増、歳入では、一般会計繰入金の増、貸付金元利収入における貸付金収入の減等でございます。

議案第18号は、平成22年度甲良町一般会計予算で、歳入では、実質的な普通交付税がありますが、臨時財政対策債が大幅な増額となりましたが、経済不況等により、町税では法人税や町民税、たばこ税の落ち込みにより大幅な減収となっているため、財政調整基金の取り崩しで補填を行っております。

一方歳出では、農業振興施策や子育て支援施策、教育施策の充実、下水道会計繰出金、町防災行政無線の更新や道路整備などの予算が主な内容であります。平成22年度当初予算の収入不足は基金を充当するとともに、歳出面では人件費削減、事務事業の見直し等による経費の削減を図り、不足財源の対応をいたしました。

以上のことから、前年度と比較し4.7%減の36億600万円となりました。主要施策の概要に掲げているとおり、新年度の事業の重点は、第1に

保健福祉施策で、生活力の弱い人が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、心身障害者医療費助成事業、在宅高齢者介護用品支給事業、障害福祉サービス利用者負担軽減事業、第2に教育・文化振興施策で、まちの財産は「ひと」であることから、人類愛と郷土愛をはぐくむ教育の向上を図るため、小学校等外国語活動指導員設置事業、中学生海外派遣研修事業、第3に子育て支援施策で、下之郷地先に整備しましたライフサポートセンターを拠点として施策の推進を図るため、子育て支援センター運営事業、第4にせせらぎ遊園のまちづくりで、各集落へのむらづくり活動補助金、第5に農業・産業および観光振興施策で、ふるさと交流村につきましては直売所の建設はいったん凍結とし、まずは年間を通じた農産物・果樹・加工品の確保が図れる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。そこで、ソフト面ではふるさと交流村計画運営協議会の設置、また、生産者の増員を図るため、町内の農作物作付や育成を支援する農業生産者指導・支援員の設置、パイプハウス等の購入補助制度であります園芸作物振興補助事業の制度拡充および地域活動事業補助金等を、ハード面では交流村整備費として公衆トイレ排水設備接続工事および水道工事に伴う舗装復旧工事、地域用水部景観整備の予算を上げております。また、観光振興では、甲良三大偉人ゆかりの地訪問事業として、今年度は佐々木道誉ゆかりの地訪問を予定しております。その他、農産物収穫体験・観光事業委託、とらにゃん甲子園応援キャンペーン事業、第6に環境施策として、地球環境対策として、新エネルギー等の導入を推進し、環境にやさしいまちづくりをめざすため、地域グリーンニューディール基金事業、第7に、安心・安全のまちづくりでは、「ひと」を守る、地域を守る災害に強い安心・安全なまちづくりをめざすため、町防災行政無線更新事業、住宅用火災報知器設置補助金、防火水槽設置事業、近江鉄道踏切改良事業補助金、第8に、雇用対策で、雇用情勢の悪化に対応するため、次の雇用のつなぎとする短期雇用の緊急雇用対策事業、第9に、公共事業で、地域活力基盤創造交付金事業、町道新設事業の予算計上をいたしました。そのほか、各科目に計上した予算でバランスよい行財政運営に心がけ、住民サービスの低下を来さないよう努力をいたしたいと考えております。

議案第19号から議案第27号までは、平成22年度の8特別会計および企業会計の予算で、それぞれの会計設置目的に沿った予算編成を行い、9会計の合計額は23億8,120万7,000円で、前年度と比べ1.3%の減となりました。

国民健康保険特別会計では、平成20年度から退職被保険者の対象年齢が64歳まで引き下げられ、65歳から74歳までの方は一般被保険者として措置することになり退職者医療費は減少していますが、一般被保険者の医

療費が増加していることから、前年度対比1.8%増の8億9,905万2,000円を計上いたしました。

老人保健医療事業特別会計では、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設され、新年度は請求遅延や高額医療費の遡及申請分のみの計上となることから、前年度同額の325万2,000円を計上いたしました。後期高齢者医療事業特別会計では、75歳以上の方に対する老人保健医療制度が廃止され、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されました。予算規模は前年度対比14.9%減の5,020万円を計上いたしました。

介護保険特別会計では、デイサービスなどの居宅介護サービス給付費や施設入所などの施設介護サービス事業費が増加しているため、前年度対比9.6%増の6億480万1,000円を計上いたしました。

墓地公園事業特別会計では、永代使用の促進を図るため、平成20年度に墓碑移転促進補助制度を創設しました。また、墓地管理料の見直しにより、既に納付された管理料を還付するため、予算規模は前年度対比140.7%増の661万2,000円を計上いたしました。

住宅新築資金等貸付事業特別会計では、町債残高の減により公債費も年々減少することから、前年度対比10.4%減の5,081万4,000円を計上いたしました。

土地取得造成事業特別会計では、引き続き事業残地の処分を推進するため、400万2,000円を計上いたしました。

下水道事業特別会計では、平成22年度完了予定をめざし現在面整備を推進しておりますが、公債費の定時償還分は増加しておりますが、事業量が減少したことにより前年度対比8.9%減の4億6,800万円を計上いたしました。水道事業会計では、水道監視システムの更新業務や水道ビジョン策定業務は増額となりましたが、公債費が大幅に減額となったことから、前年度対比12.1%減の2億9,447万4,000円を計上いたしました。

同意第1号では、甲良町教育委員会委員の任命についてであり、前任者の残任期間10カ月の任期を満了され、引き続き教育委員会委員に尾崎隆昭氏を任命したいから、議会の同意を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決および同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山田議長 それでは、日程第3 議案第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第3号 甲良町公営住宅管理条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権主監。

○米田人権主監 議案第3号 甲良町公営住宅管理条例の一部を改正する条例。

甲良町公営住宅管理条例の一部を次のように改正するというので、今回、公営住宅における暴力団排除についてを追加するものでございます。

第5条、公募の例外でございます。第5条第5号中「第3項」を「第4項」に、「第4項」を「第5号」に改める。

第6条につきましては、入居者の資格ということで、第6条に次の1号を加える。

(5) 申込者および同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員でないこと。

第7条につきましては、入居者の資格の特例ということで、第7条第2項中、「同条第3号及び第4号」を「同条第3号から第5号」に改めるものでございます。

第42条につきましては、住宅の明け渡しということで、第42条第1項中「第6号」を「第7号」とし、第5号の次に次の1号を加えるということで、(6) 暴力団が入居および同居していることが判明したとき。

第42条第4項中「第5号」を「第6号」に改め、同条第5号中「第6号」を「第7号」に改めるという文言修正でございます。

付則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するものです。よろしく願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

3点、お尋ねいたします。

1つは、今回の改正の動機、契機であります。警察からの要請があったというように思いますし、きのうでも議案説明の中で警察からの要請があったことが明らかになりました。そして、その要請の時期でありますし、それから今回改正に踏み切った根拠、国土交通省の通知が出ていると思いますが、そのところについての経緯を説明していただきたいというように思います。

そして、遅ればせながらもここに踏み切ったわけですが、その点での遅れた理由が議案説明のときにも若干ございました。改めて遅れたところの庁舎内での整備、それから合意、準備、そういう点での遅れがあったというように思いますが、それについての説明をお願いしたいと思います。

2つ目は、暴力団員というように認定をするわけですが、非常に難しい作業だと思います。そこの仕組みをどういうようにして町としては認定をしていくのかということでもあります。

それから3つ目は、甲良町独自の、この要望を以前にヒアリングをしましたときには、現在豊郷町と甲良町がまだ条例改正がしていないというように聞きましたが、甲良町での特例ではありませんが、ごく当たり前のことなんです。甲良町での課題をどういうように考えているか、この3点をまずよろしく願います。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 まず、1点目のご質問についてお答えを申し上げます。

警察からの要請につきましては、甲良町が暴力団の公営住宅の排除につきまして遅れているので条例改正をするようにという要請については、平成20年度に要請を受けたところでございます。経緯につきましては、昨日の全員協議会で西澤議員からもありましたように、町田市での事件を契機として、この条例整備をするようにということが、既に平成19年6月1日に警察庁から各都道府県に、そして国土交通省からは各都道府県知事に、同時に同日付で要請文が出されているところでございます。これに基づいて警察からの督促要請ということを受けたものでございます。

警察から受けましたのが総務課、私、野瀬でございますので、担当課、人権推進課との協議、さらには庁内協議ということで今日まで遅れてきた。さらには、遅れていたのが豊郷町と甲良町だというふうなことでございます。2町連携をして同時に改正をするということで連携をしながら進めてきました。この間についてはそういう事情がありまして、県内でも遅れている公共団体ということになりました。申しわけなく思っています。

以上です。

○山田議長 人権主監。

○米田人権主監 2番目の暴力団の認定につきましては、今回のこの改正に伴いまして、役場と滋賀県警とで協定書を交わしまして入居予定者に該当者がいないか、問い合わせをしていくということで、該当者が今後あれば入居はさせませんということで考えておるところでございます。

それと、甲良町での課題ということですが、課題という部分においては、やはり条例遵守というような部分で、今回この部分については国の、ま

た県警等の指導等がありましたので、その部分が取り組みできていなかったというように判断しているところでございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 一番最初の遅れた理由が、豊郷町との連携というようにありました。そして、19年6月1日付で知事へ、そして知事から各地方自治体、市町村へという流れで国交省、それから警察庁が要請をしているところでありまして、もちろんこれは遅きに帰したわけですが、さらにそれを遅きに帰して、今からですと約3年間それが遅れたわけです。3番目に質問しました課題と、この遅れた理由はリンクしている、関連をしているというように思います。こういう点で踏み切れなかった庁舎内の問題、とりわけ前町長の時代のときであります、そういうことがコンプライアンス、法律を遵守してしっかりと町民の利益、安全、安心を守っていくというところでのトップリーダーとしての役割を果たせなかったところのつけが今来ているというように思います。

さらに、この認定をした後、法はつくったけども大事だと。その後が大事だというわけですが、豊郷町と連携をしてと言われますが、いいものは連携をせずしてすぐやるというのがやはり行政の立場、町民に根差した行政の仕事だというように思いますが、その点では要請があり、再三20年度にも警察が遅れているので条例改正にというようにこられたわけですが、そのときの庁舎内の検討状況、見送っておこうかというように結果的にはなったわけですが、その見送った核心部分、どの点でなかなか踏み切れなかったのか、再度お願いいたします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 冒頭お断りではありますが、凶らずも甲良、豊郷が遅れているので、これ以上遅らすわけにいかないから連携をして一緒にやりましょうということでございます。遅れた原因は、コンプライアンス、トップリーダーという話がありましたが、受けました私については、月々入札審査会を行っていますので、入札審査会での情報提供をし、それから実務は担当課でありますので、人権推進課で具体の協議という、その間の内部協議に非常に時間がかかったということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 端的に聞きますが、内部協議をしたのですか。したのであれば、どんな内容で見送ろうというようになったのか、それとも、していないのか、イエスかノーで、どちらかで結構です。今回、前向きに踏み出していますので私は評価をしたいと思っておりますが、条例をつくった後の運用の点で躊躇がや

っぱりあります。もちろんこれは町民もそうですし、私たち議員もそうあります。暴力団員に向かうという点では簡単ではございません。ですから、そういう点では警察とも連携し、町民、行政が一丸となって連携をするというのは非常に大事なことであります。そのところで踏み切れなかった実際のところ、つまり協議をして、やめておこうかというようになったのか、それともやろうということにならなかった結果が今日ですから、そのところの協議の点をポイントでよろしくお願いします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 遅れたことは事実であります、いずれにしても19年6月という要請から、そして警察に伝わって甲良町に、行政年次で言いますと2カ年次でございますので、ほかの町が速やかにやられたことは事実ですが、受けた総務課から人権推進課の引き継ぎ、その間に時間を要した。そして、引き継ぎから現時点では、人権推進課で主体的に警察と連携協議をしながら進めてもらっておりますので、遅れたことは事実でございます。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

建部議員。

○建部議員 この条項の中には、明け渡し請求ができることがありますが、第42条第1項中の第6号に、暴力団が入居及び同居していることが判明したときという条項がございます。今現在、公営改良住宅に、ここに言われる暴力団が入居及び同居している現実があるかどうかの答えをお願いします。

○山田議長 人権主監。

○米田人権主監 まだすべて公営住宅についての入居者の確認はとれておりません。

○山田議長 建部議員。

○建部議員 ということは、この付則では、平成22年4月1日からの施行になるわけですが、それ以降に調査をして判明したら明け渡し請求をするということですね。

○山田議長 人権主監。

○米田人権主監 今の部分については、先ほども申し上げましたように協定書を交わした中において、当然4月1日以降、入居予定者を含めて、また同居者も含めながら検討していきたいというように思っております。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。法の遵守はもちろんでありますし、市民生活、町民生活の安全を確保するという点では、組織的暴力、これに対応をして、それを保護するというのは非常に大事なことでありますし、公務員の立場から見れば、全体の奉仕者の精神を取り戻して定着をさせる取り組みが非常にこれから何よりも重要になっていると思います。条例をつくった後の運用が、先ほどの質問でもありましたように立ち退きの請求、明け渡しの請求をするわけですし、さらに周りの町民、周りのいろんな絡みがございます。そういう意味でも合意をしっかりとつくっていくことが大事でありますし、仏つくって魂入れずということわざがありますが、そうならないように一つ一つ障害を乗り越えていただきたいと思いますし、私自身もそういう合意が形成されて、そして暴力団と認定をされれば、その明け渡しにしっかりと対応ができる、こういう取り組みにも加わってまいりたいと思ひまして、賛成討論いたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、日程第4 議案第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第4号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権主監。

○米田人権主監 議案第4号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の

一部を次のように改正するというので、別表中、甲良町地域公共交通会議委員、日額5,500円の次に、甲良町改良住宅譲渡検討委員、日額5,500円、甲良町地域住宅計画策定委員、日額5,500円を加えるものです。

付則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するものです。よろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 昨日の全協で、運営協議会の要綱、素案ということで配られる予定がありました。いまだいただいております。ですから、この議題とも関連をしますので、暫時休憩して配っていただきたいということを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山田議長 人権主監。

○米田人権主監 ただいまの要綱等につきましては、予算で11日の日に朝から配布させていただく予定をしておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 きょうの話と違うじゃないですか。案分だということが前提で、まだ確定していない段階でこういうように考えているというのが、これ、検討委員会が設置されるんでっせ。それに運営の要綱が私たちの手元に入らないというのは全くバランスが合いません。ですから、きょうの話のように案分のままで配っていただきたい。議長、よろしくお願いいたします。

○山田議長 それでは、ここで暫時休憩いたします。

(午前10時00分 休憩)

(午前10時20分 再開)

○山田議長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

ただいま配布いただきました資料について、訂正があるということで人権課長の方からご説明をお願いします。

○山本人権推進課長 今お配りさせていただきました資料の中で、甲良町改良住宅の譲渡検討委員会の設置要綱の裏面の第9条の方を見ていただきたいんですが、委員会の主務は地域整備課というふうになっておりますが、人権推進課に訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山田議長 それでは、質疑を許します。質疑がある方は、挙手にてお願いします。

西澤議員。

○西澤議員 要綱の案をいただきましたので、若干内容がわかってまいりました。そこで、まず1点目は、この2つとも事務局はどこが担当するのかということが1点です。

それから、2つ目は、ここにも設置の目的、検討委員会の設置要綱のところで目的が書かれていますが、譲渡の具体的事項を検討するためということで書かれています。その前に改良住宅の譲渡について諸課題を調査研究しということになっています。全く始まりの段階でフラットではないと思います。つまり白紙の状態ではないというように思います。現在まで担当されてきて、またいろんな町民の要望に基づいて対応されてきた中での、また改良住宅の現状をつぶさに見れば課題が幾つか整理されてきているというように思いますが、現時点での課題、検討テーマをどのように設定しているのか、お尋ねいたします。この2点、よろしくお願いします。

○山田議長 人権主監。

○米田人権主監 事務局はどこがするのかということですが、人権推進課と考えておるところでございます。

それと、目的と諸課題ということで、目的につきましては、ここで住宅改良法、また公営住宅法ということで、改良法の29条の部分でございますけれど、これは国の補助に係る改良住宅の管理および処分の部分でございます。44条につきましては、公営住宅または共同施設の処分、それと、施行令の方の第12条につきましては、公営住宅等の処分という部分についての譲渡検討委員会で検討していきたいということで、当然ご承知のように、早いものと遅いものでは相当年数があるわけなんですけれど、この譲渡の基準につきましては、基本的には耐用年数の4分の1を経過ということで、譲渡の部分で11年3カ月、耐用年数が45年ということでもありますので、そこら辺と、また老朽化も含めて日々管理、また修理等を行っているところがございます。そうした中で、課題的にはやはり快適な部分もあるんですけど、現状の価値観等を含めて、今後払い下げをやっていく、そういう部分の2番の所轄事務のところにあります譲渡に係る諸課題の調査研究については、やはり2地区ありますので、そこら辺についても一応わかる範囲内は調査、また課題の研究を進めていきたいというふうに思っており、最終的には15項目ほどにわたるわけなんですけれど、譲渡の方法、また譲渡人、それと譲渡の面倒、また価格、代金の支払い、所有権移転等を含めて慎重に検討していきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 15項目の検討課題が出されているという答弁がございましたが、

事務局はわかりました。そこで、検討課題の点で15項目ですが、私が考えます課題の柱、テーマの柱は、1つは譲渡金額と、そしてその支払いの方法、つまり自己資金がない方についての借り入れ、貸付をどうしようにするかということは非常に大きな課題になってくると思います。

私が考える2つ目は、現在改良住宅が空き家になっているところ、私が見た段階でも物置だけになっているところだとか、明らかに庭、それから入り口が使われていないというところで6カ所、7戸ですか、ございます。こういうところについての所有者さんに対してどうのような展望を持っているのか、どういう希望を持っているのかという点では大変時間のかかる、また労力の要る、そういう整理作業が要るというように思います。

3つ目は、この譲渡を完了させていく、実行させていく上では、時間がかかると思います。つまり半年とか1年でできる状況ではないと思いますので、数年、3年、4年かけての譲渡になります。この間のふぐあい、水漏れとか雨漏りとか、それから水回りのところ、つまり生活している上でとても我慢のできないところは修理の対応が必要です。そういう払い下げまでの間ですけども、水洗化の工事がされたと同じように、譲渡をしていく上でも現在住んでいるふぐあいを修理をして譲渡をするということでないで、引き受けても広がらないと思いますが、この3つの点で整理をぜひする必要があると思うんですが、15項目の中にこの項目が入っていればいいと思いますし、重点的にこの問題は豊郷でも、それから虎姫の場合でも、最終的には譲渡の金額だというように聞いていますが、その点での検討課題をリードする上で課題の設定が大事だというように思いますので、見解を3点について求めたいと思います。

○山田議長 人権主監。

○米田人権主監 ただいまの質問で、譲渡金額、また支払い方法等については、ご承知のように建設年度等を含めて、国の払い下げの部分でいきますと、国が認定した不動産鑑定士によるという部分がありますので、そこら辺を今度委員会を開いた中で議論をしていただいで考えていきたいというのと、併せて滞納者への分も含めて支払い方法ということで、昨年4月にアンケートをとった段階では、一部払い下げの準備をしておるという方もおられますし、また、支払いの金額によるとか、自分としては払い下げを希望しないとかいうような、そこら辺のこともアンケートの集計ができておりますので、そこら辺を参考にまた審議願いたいなというふうに思っております。

それと、2点目の改良住宅の空き家等につきましては、長く開いているところもあるわけなんですけれど、事業によっての部分で、当然その当時入られた方、また所有者となっておられる方については、その親族等を含めて確

認をとり、今後この改良住宅についてどう考えておられるのかということを含めて、それと所有者を誰にしていくかということの基準等についても一定の整理をしていきたいというふうに思っております。

また、それと、経過年数がありますので、当然ある一定の修理等ということでございますけれど、これも建設年度によってさまざまであって、本来の本体にかかわる部分と、また条例によります個人的な修繕の部分等もありますので、そこら辺を慎重に条例等の扱い、また管理の部分を詳細に説明しながら、その部分についても委員会で検討していきたいというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 修理の必要性については認識をしているということで理解をしておりますが、つまり修理の大小の差はあるわけですが、生活していく上で我慢ならない修理の箇所があります。そこは一定の基準を引きながら、行く行くは払い下げをする物件ですが、現在は町の所有、町の管理ということが明確になっていますので、そこは責任を果たすということによろしいでしょうか。

○山田議長 人権主監。

○米田人権主監 その点につきましても、併せて検討していきたいというふうに思っております。

というのは、やはり先ほども申し上げましたように、本体そのものの経年にもよりますし、それと躯体そのものの状況、そういうものもまた審議の中で必要かなというふうに思っておりますのでございます。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 10番 藤堂です。

きのうも全員協議会で質問をさせていただいたんですけども、ある程度そこで答えていただきましたのであまり聞くこともないんですけども、日額が先に決まってということですし、施行の日は当然ここの中に入ってくるわけなんですけども、ある程度一定期間、この委員会、委員が設置されると、あとは進まなくなるなというような思いがいたします。終わりの期間を4年とか5年とかしっかり決めてこのような委員会は設置されるべきと思うんですけども、その辺の部分をご説明いただきたいのと、それから、地域住宅計画策定委員会の方なんですけども、この3条の下の方の委員会の任期を2年とするというのは、2年をもって解散するというようなことなのか、ちょっと私にはわかりにくいので説明を願います。

○山田議長 人権主監。

○米田人権主監 今、藤堂議員から、1年ではということでございますけれど、これについては1つ、豊郷さんの方からも、一応参考に取り組み状況についてということも話をさせていただいた経緯があると思うんですけども、基本的にできれば1年で譲渡については考えていきたいと思っておるところでございます。内容については十分再任を妨げないということでございます。

それと、策定委員の2年につきましては、当然ここの所轄事項の部分で上げております審議を行うところで、公営住宅の建設、ご承知のように、一地区の方については除却対象というような形でストック計画もありますので、そういう部分も現状を見ていただいて管理と、また建設にかかわる部分、それと町全体においてのどういうように住宅政策を考えていくかということで、当然委員会の任期については2年とするところでございますけれど、これについても検討いたしまして、再度再任を妨げないというような形で協議をしていきたいというように思っております。

○山田議長 藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 ここに書かれているのは、この委員会の委員の任期ということで、委員が抜けているような形で受けとめていいわけで、要綱自体が2年で廃止になるという意味ではないんですね。

○山田議長 人権主監。

○米田人権主監 済みません。今のは委員会の委員の任期ということで、そこについては訂正をまた入れさせていただきたいと思います。

それと、要綱については先ほど言いましたように、全体的な部分を考えまして、また内部で検討を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○山田議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。

改良住宅の譲渡検討委員会の設置の非常勤の第4号の議案にかかわるところで提起がございましたが、改良住宅の払い下げは長年の課題でもありました。改良住宅が設置をされたときの国交省の通知では、また、同和対策事業の本旨では、11年と3カ月経過すれば所有者に払い下げをするというのが流れであります。しかし、国交省の払い下げ基準そのものが非常に厳しい状況でありましたのが、順次緩和をされて、現在は4メートル道路に接しているところの団地単位ではなくなって、個々の単位というように変わってまい

りました。そういう流れを受けて、各地でも改良住宅の払い下げが促進をされ、そして地域住民の自立促進に非常に大きく役立っています。それは何よりも自分たちの管理をする住宅、つまり自己の住宅というように質が変わっていくところにあるというように聞いていますし、また、希望者は金銭的な、また財政力との関係もありますけども、そういうことを非常に高く希望をされています。そういう要望を酌み尽くして、この検討委員会の設置が課題整理されて前に進むように願っているものです。

また、地域住宅の計画策定委員会については、所轄事項の中に書かれています、甲良町において展開すべき住宅施策に関する事、これは従来のストック計画、山本町長が手始めをされてきましたストック計画の延長線だということに思いますが、新たに甲良町内での公営住宅の建設をどういうように進めていくかという願いに応えるとともに住民合意を進める1つの舞台ともなってくるということに、委員会がなってくるということに思います。そういう点で、実際に接している、住んでおられる町民の方々、また関係するの方々、また私たち議会議員としても円滑に、また公正に進むように提言し、また協力しながら委員会を設置をされて前に進むことを希望して賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第4号は可決されました。

次に、日程第5 議案第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第5号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第5号 甲良町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

去る平成21年8月11日に人事院から勧告されました超過勤務手当等につきまして、時間外労働の割り増し賃金等に関する労働基準法の改正をふまえて、特に長い超過勤務時間を強力に抑制し、また、こうした超過勤務を命じられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える超過勤務の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、当該支給割合と本来の支給割合との差額分の支給にかえて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日、または振りかえ休日を指定することができる制度が新設をされるものでございます。

今議会では、関連といたしまして、議案第5号、6号、7号の議案改正がこれに該当するものでございます。

改正の概要、1つに、月60時間を超える時間外勤務等に係る時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分の支給にかえて振りかえ休日を指定することができること、2つに、週休日に半日勤務を二度行った場合に、これらを正規の勤務時間が割り振られた同一日に振りかえ、1日の週休日とすることができることなどでございます。

それでは、議案第5号の議案でございます。

5条中「4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を」を、「、同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員にあっては同項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間を、育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員等ならびに前条の規定により勤務時間が割り振られた職員にあっては同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員との均衡を勘案して規則で定める勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間もしくは短時間勤務時間をそれぞれ」に改める。

第8条の2を第8条の3とし、8条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第8条の2 任命権者は、甲良町職員等の給与に関する条例第18条第4項の規定により、時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間として規則で定める期間内にある正規の勤務時間が割り振られた日の当該正規の勤務時間の全部または一部を指定することができる。

第2項 前項の規定により、時間外代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の

勤務時間においても勤務することを要しない。

第9条第1項中（以下「祝日法による休日」という。）の前に、「第3条第1項または第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、同法に規定する休日が当該職員の休日に当たるときは、規則で定める日。」を加え、同条に次の第1項を加える。

第2項 任命権者は、職員に祝日法による休日または年末年始の休日の正規の勤務時間において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより当該職員に正規の勤務時間が割り振られた日の当該勤務の勤務時間において勤務することを要しないとすることができる。

第15条第3項中「(昭和30年条例第9号)」を削る。

付則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 条文の下の方から数えた方が早いですが、第9条第1項中のその下です。第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあってはというところでの理解ができない問題をお答え願いたいんですが、この第4条の規定に基づく毎日曜日を週休日というようにここには書かれています、週休日は土日ではなくて日曜日だけという表現なのか、それともこの中には土曜日が入っているという意味で週休日ということなんでしょうか。土日が休みというところが定着はしていませんが、公務員、それから大きな企業では土日が休みです。このところの第4条はそういう規定なのか、その理解できない部分、土曜日も入るといっているように思っていたんですが、入っていない点のご説明をお願いします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 非常にややこしい表現になっておりますが、9条の質問について、毎日曜日を週休日と定めている職員以外の職員、いわゆる日曜日が常に勤務をする職員というふうで、甲良町に例えますと図書館の職員だったりというふうなことがこの条項ではうたわれている。それについては規則で定めるというものでございます。

以上です。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、そこには土曜日は入らないという考え方なんですね。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 この9条の休日の規定については、土曜日は入ってございま

せん。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第5号は可決されました。

次に、日程第6 議案第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第6号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第6号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。第5号議案と同じく人事院勧告に基づく改正でございます。

第18条第2項中「この項」を「この条」に改め、同条に次の3項を加える。

第4項 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられる正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1カ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して第1項および第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額

を時間外勤務手当として支給する。

第1号 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）、いわゆる割り増しでございます。

第2号 割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務時間 100分の50。

第5項 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定にかえられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

第1号 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150から第1項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額。

第2号 割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務時間第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第2項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額。

第6項 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

第26条中「ときは」の右に「、勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

付則、施行期日といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

全協でも質問がありましたが、改めて質問をしておきたいと思います。

この中に、改正案の中に60時間を超えてというのがございます。平均しますと1日3時間、それが週常態で連続して時間外勤務が強いられるというようになりまして、過労の寸前だというように、過労の域を超えているというように思いますが、甲良町で職員でこれに該当する、そういう勤務状態が過去にあったのでしょうか。まずお答え願います。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 過去には、甲良町の場合には30時間ないし35時間を超えた時間外手当については一律支給しない、カット。これは財政難で財政健全化計画の中でとられた措置でありましたが、一部30ないし35時間を超える職員は過去にはありました。ただし、60時間という勤務時間を超える部分については、もう既に時差出勤、次の日遅れて来なさいとか、代休をとってくださいとか、そういう措置をしてきましたので、月に60時間を超えることはありませんでした。

ただ、懸念としては、非常に日常業務以外に、例えば昨年で言いますと定額給付金、やっぱり総務課で集中的にやらんならんということで、どうしてもそういう外的要因を含めて勤務をせざるを得ないということがありますが、甲良町の場合には60時間を超える実態はございません。

○山田議長 ほかに質疑はございませんか。

藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 10番 藤堂です。

昨日の全協でもお聞きしたんですけども、私、ほとんどの人が民間企業の経験があると思うんですけども、いわゆる土曜、日曜とかに休日出勤をした場合、当然ここにありますように手当が支給されております。しかし、代休をとるとその手当ぐちなくなるというのが、私は民間企業におりましてよくわかっておりますし、それが常識だと思っておったんですけども、どうもこの要綱を見ていると違うような感覚を受けるんですけども、その点、行政側としてはどのようにお考えなのか、お聞きします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 民間はどのようにやられているかはわかりませんが、公務職場については、いわゆるこの人事院勧告の手当の割り増し、割り増し前でも時間外勤務手当の休日における支給率が引き上げになっておりますが、この根拠としては、労働基準法に準拠をしておりますので、そうなると、民間の運用が基準法に照らしてどうかというふうになりますので、一応公務員の時間外勤務については労働基準法に準拠しているということでございます。

○山田議長 藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 基準法に準じて支給をされているということですけども、大半の人が民間企業勤務で、町長も、いわゆる自分の自営業の方なんですけども、このような方向では甲良町独自の施策になって申しわけないかもわかりませんが、順次代休は、とれば手当もなくなっていくというのが、私は今後の常道ではないかと思うので、町長、昨日もお聞きしたんですけども、その辺、もう1回お願いをいたします。

○山田議長 北川町長。

○北川町長 藤堂議員の方からきのうもその質問をいただきました。私も民間人上がりでございますので、本来民間の場合は、土曜日、日曜日、やむなく出勤をしなければならないというような場合は、本来ならば休日出勤は5割増しとか、そういう休業規定を社内の中でもこさえておりました、基準法に基づいた形の中で決めておりますが、そういう中で休日出勤の場合は平日に代休をとると。代休をとる場合は割り増し料金も含めた形で、それは全部含まれておりますので、特別割り増し分を払うということはないわけです。ただ、きのう私も初めて民間から上がってトップにならせていただいた中で、総務主監の方からの説明を聞いていますと、そういう部分の割り増し分については支払いをするというのが規定で定められているというようなことですが、私は個人的にはこういう、いわゆる公務員の、例えば日曜日にイベントでどうしても出なければならないというような場合は、そのまま平日そっくり振りかえ休日で休んでいただけるとというような方向で考えるのも1つの手かなというような思いをしておりますので、そこらはいっぺん詰めていきたいと、このように思います。

○山田議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、日程第7 議案第7号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第7号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第7号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第16条の表第18条第1項中「第26条」を「第25条」に改め、第18条第1項の項の次に次のように加える。

第18条第4項、前項、町職員の育児休業等に関する条例。

第18条第5項、係る時間、(代休対象勤務時間)。

第18条第5項第1号、得た額、得た額につきましては、「ただし」から書いてございますように、60時間を超える超過勤務手当の支給割合の割り増しについてを定めたものでございます。

次に、第18条の表、第18条第1項中「第26条」を「第25条」に改め、第18条第1項の項の次に次のように加える。

第18条第4項と第18条第5項第1号の、表中第18条については、前第16条の第16条が変わるだけで、他の条項以外は上記第16条の表に同じでございます。

付則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

関連する議案が提出をされました。人事院勧告に基づいて、公務員の待遇、給与、それから育児休業に関する改正であります。

昨今、公務員たたきが非常に大はやりでありますし、政府の方からその点の発信源になっています。また、一般的に公務員そのものをたたくということには、私たちはくみをしません。しかし現実には、今日も新聞に出ておりましたが、大阪市の5億円隠しが発覚をしたことが報道されています。また、身近でも町の職員のあるまじき態度がそれぞれ批判をされたり、指摘をされてまいります。そういうところで地方公務員、また国家公務員は、非常に法によって厳格に守られています。そして、それは何よりも地方自治法で全体の奉仕者として法で決められて、専任義務、つまり職務に専念をするという

ことが義務づけられています。だからこそいろいろな点で人事院勧告の中で待遇の改善や地位の保全、そして向上を勧告を時々にかけてまいります。もちろん勧告自体、全部を賛成するわけにいかない、地位を低くする、そういう勧告も出されるときがございます。その趣旨を十分に受けていただいて全体の奉仕者としての保護をされている、つまり単なる不正では処分はされません。刑事事件を問われて懲戒免職という一番厳しい処分があるわけですが、そういうところに手を染めない限り、職員としては勤務が続けられます。だからこそ両面私はあるというように思うんですね。ですから、地位が改善をされていく、その1つの過程の中でもぜひともその趣旨を活かしていただいて、全体の奉仕者としての勤務に邁進をしていただくことを希望して、賛成討論であります。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、日程第8 議案第8号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第8号 甲良町デイサービスセンター「かつらぎ」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第8号 甲良町デイサービスセンター「かつらぎ」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについてご説明を申し上げます。

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、公の施設の名称、甲良町デイサービスセンター「かつらぎ」。

2、指定管理者は、彦根市後三条町350番地3、鈴木ヘルスケアサービス株式会社、代表取締役、鈴木則成氏でございます。

3の指定の期間でございます。平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3カ年とお願いするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

きのうの議案説明の中でもございました。指定管理にあたって案内を出したのが町内の4業者、そして町内で展開をしている1業者ということでありました。申し出がここに書かれています鈴木ヘルスケアサービス株式会社1社であって、他は辞退をされたというように説明がありましたが、辞退された理由がわかっているならばご説明願えませんか。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 直接その理由が、文面によって辞退という届けですので私は聞いておりませんが、なかなか関連した事業、広域的な事業の中でやっていかなければ採算が合わない。例えばデイサービスセンターだけの事業であれば、それでは事業が成り立っていないという部分がありまして、財団法人豊郷病院のように、グループホームとデイサービスセンターと、そうした複合施設型でしたら採算もとりにやすいということと、ましてなかなか資格者がそろっていない。例えば看護師とか介護福祉士とか、そういうマンパワーの資格者が必要となりますので、それが今の時代、仕事がないと言いながらもなかなか募集をかけても応募する者が少ないというようなことで一定の規模のそういった事業所しかやりにくいというような部分があるのではないかというふうに推測をするところでございます。

○山田議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。

今、主監の方から説明があったとおり、これは主監が想像されているということで前置きがありましたが、私もそういうことで、つまりやりたくて仕

方がないというので他の都市部でありますと、現在福祉に関連する事業はなかなか難しいところ、人の確保の点でも難しいところがございます。そういう点でも魅力ある運営ができるということで名乗りを出ていただいて、選ぶのにこちらが難しいと、大変だと思いうぐらいが欲しいわけですけども、そういう状況でないという点ではもろ手を挙げて喜べる状態ではないなというように感じております。その中でも指定管理の点は、全体の私たち、日本共産党は指定管理の制度そのものについては批判的立場をとっています。しかし、個々の指定管理をする上では指定管理の条例ができた段階で、その地域、その地域、つまり甲良町の独自の状況をよく勘案して運営をできる業者を選定していく。民間の受注ベースの競争にゆだねないということが確保されれば、大事なことですし、採算を考えると、結局鈴木ヘルスさんの利用料を上げて採算をとるという方向にしか進まないというように思います。その点でも、そこは十分に設置者として管理をして、かつらぎの運営がスムーズに、また町民の願いに沿うように進むことを願ひまして、賛成討論であります。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 私もできたところの出身ですので賛成討論をしたいんですけども、今、主監が言われたように辞退された理由を想像すると、まさにそのとおりだろうと思いますし、年額固定資産税に相当する25万1,300円というのはきのうお聞きしましたんですけども、この金額で本当にしっかりとしたサービスの行き届いた指定管理がしていただけるんだらうかという思いがいたしますし、今、西澤議員からも指摘がありましたように、利用料の値上げにつながるというのは本当に寂しいことですし、利用する者にしても、予防的な部分が沢山ありますので、これ以上上がると利用者が減るというような傾向にもなりますので、いわゆる行政が管理すればこれぐらいの金額ではとても済まないという話ですけども、しっかりと行政もその辺をサポートしていただきながら、しっかりとした指定管理のもとに運営されることを切望して賛成討論にかえます。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願ひます。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願ひます。

起立全員であります。

よって、議案第8号は可決されました。

次に、日程第9 議案第9号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第9号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第9号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第2条および第3条を次のように改める。

今回、全部改正とさせていただきます。現行と改正案については新旧対照表のとおりでございます。

(課の設置)

第2条 町長の権限に属する事務を分掌させるため、町に次の課を置く。

会計室から呉竹地域総合センターまで12課の設置でございます。

第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

会計室から、3ページの呉竹地域総合センターまで、各課ごとに分掌事務がそれぞれ明記しているところでございます。

付則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

議案説明のときにも発言をしておりましたが、今回の改正、分掌事務を見ましても大幅に、また基本的なところでかなり改正がされています。そこで、改正の基礎となった考え方をご説明願いたいんです。つまりそれはどういうことかといいますと、主監制度、グループ制度を約3年半ですか、とられてまいりました。4年近くとられてきたというように思います。その制度についての評価、つまり機能をしていない部分があるというように判断をされたというように思います。そういうところをどのように判断をされて、そしてそれをふまえて新しい体制をどのようにつくられたかというのを示していた

だきたいというように思います。

それから、2点目は分掌事務についてですが、新しく加わった部分を説明をいただきました。改めて確認をいたしますと、私が両方、新旧を突き合わせたところを言いますので、間違いがないかどうかをご説明願いたいんです。改正(案)の方であります。総務課の(2)のところ、「議会および」というのが加わっています。改正前は総務課の2に行政一般に関することだけでしたが、「議会および」というのがつけ加わっています。それから、(3)の条例、規則等の立案、審査および公布に関することが全文加わっています。それから、(4)の行員の管守および文書に関することも全文加わっています。それから、(6)の財産の取得、管理および処分が加わっています。そして、その後は、野瀬主監の方から加わった部分は説明がございましたが、企画監理課の(4)、「および地域振興事業に関すること」が加わっています。そして、住民課では人口動態が加わっています。そして、(6)の公害が加わっています。そして、産業課のところ、農村整備が加わっています。そして、ページをめくりまして4ページに、(4)に、自然保護および有害鳥獣駆除に関することが全文加わっています。そして、建設課では(3)、町道の維持管理および雪寒対策に関することが加わっています。(6)の災害防止および復旧に関することが加わっています。(7)の地籍調査に関することが全文加わっています。そして(8)のその他、建設事業に関することも全文加わっていると説明がありました。そして、人権課のところですが、男女共同参画社会づくりに関すること、これが全文加わっています。そして、(5)の住宅新築資金貸付事業に関することが新たに加わっています。そして(7)の地域総合センターに関することがつけ加わっていますし、それぞれ長寺地域総合センターも呉竹地域総合センターも(2)の地域間交流に関することが加わっているということでありましたが、確認に間違いがなければ結構ですし、間違いがあれば追加説明をいただきたいというように思います。

以上、2点です。よろしく申し上げます。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 今回の機構改革に伴っての課の設置条例の改正でございしますが、昨日、そしてただいまの質問の基本的事項、書面で提出するという要請がありましたので、整理をして、まだちょっと作成ができておりませんので、次回の議会の全員そろわれる予算決算常任委員会には全員の方に配れるようにして、そして常任委員会に臨んでいただくということをお願いをしたいというふうに思います。

それから、2点目の分掌事務について、きのうの私の新しい分という部分が総務課を中心に脱落しておりました。西澤議員が改めてチェックを入れて

いただいたとおりだと思いますので、これも書面整理をするときにもう一度精査をしてご提示ができるようにしていきたいというふうに思います。どうぞよろしくをお願いします。

○山田議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号につきましては、会議規則第39条第1項の規定によりましてお手元に配布しておきました議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第10 議案第10号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第10号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第10号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

甲良町介護保険条例の一部を次のように改正をお願いするものでございます。

今回、老人保健法が廃止をされまして、従来の老人保健事業につきましては、平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律および健康増進法に移行し、実施されているため、計画名称を「老人保健福祉計画」から「高齢者保健福祉計画」に改めるのが主な内容でございます。

では、本文の説明を申し上げます。

第4章の題名中「老人保健福祉計画」を「高齢者保健福祉計画」に改める。

第16条の事業計画の策定および第18条の所掌事務でございます。「老人保健福祉計画」を「高齢者保健福祉計画」に改める。

第24条中、これは組織でございます。「委員10人」を「委員10人以内

に改めたいというものでございます。

第25条の委員でございます。第1号中「町議会の議員3人」を「公益を代表する者3人以内」に改め、同条第2号中「4人」を「4人以内」に改め、同条第3号中と申しますのは、学識経験者を有する者でございます。「3人」を「3人以内」に改めるものでございます。

付則、この条例は、平成22年4月1日から施行をお願いしたいものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これは条例ですので、厳格な範囲が定まっているのかどうかという質問であります。老人保健、それが高齢者保健というように変わります。高齢者というのは何歳以上を対象としているのか、それとも、おおむねとか漠然とかいうようになっているのか、その法の解釈のところであります。よろしくお願いします。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 これは、3年を1期とした介護保険計画や老人福祉計画、そういう計画の策定をするにあたり、老人福祉計画ということでやっていたわけですが、後期高齢者というような文言に変わったのが改正でございまして、おおむね介護保険とセットになっておりますので、65歳以上ということでご理解を賜りたいと、そのように思っております。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 一言、注文だけをしておきます。老人から高齢者というように、確かに老人という響きが非常にぐあい悪いというように思いますが、これは中身だというように思います。その点では国の制度でありますし、文言の整理という範囲で賛成するわけですが、響きが悪い老人というのを高齢者に変えたように、中身も本当に安心してかかれる介護保険の制度にさせていただきたいということを希望して、文言整理の範囲で賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 到着席願います

起立全員であります。

よって、議案第10号は可決されました。

次に、日程第11 議案第11号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第11号 甲良町公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道主監。

○中山建設水道主監 議案第11号 甲良町公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

まず、組織の記載条項でございますけど、第3条中「10人」を「10人以内」に改める。

第4条を次のように改めるということで、(委員)、第4条 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 受益者代表。

(2) 学識経験を有する者。

なお、付則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行をいたしたいものでございます。どうぞよろしく願います。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 10番 藤堂です。

審議会に私も入れてもらって、私も審議会に行って経験があるんですけども、その席で意見を述べてきたんですけども、その案件がそのままの形で甲

良町議会に返ってきて、全員で協議をしていたというような経緯があるわけで、そこで審議漏れになっても甲良町議会代表がその席にいと、なかなか活発な議論がしにくいし、審議会を可決したものを議会で否決するというのは非常に勇気の要ることですので、審議会で討論をされても議会で新たに一から討論できるというような意味に私はとれますので、賛成討論をしたいと思います。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第11号は可決されました。

次に、日程第12 議案第12号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第12号 甲良町新総合計画につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第12号 甲良町新総合計画につき、議決を求めることについてご説明申し上げます。

目標年次を平成22年度から平成32年度までの11年間とする甲良町新総合計画について、地方自治法第2条第4項の定めにより、議会の議決をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 2点、質問いたします。

1つは、資料として新総合計画策定にあたってというので、千賀裕太郎(せ

んがゆうたろう)さんと読むんですね、千賀先生が講演をされた抜粋という  
か、レジュメだというように思いますが、2月21日のレジュメが配られて  
います。その中に、1、はじめにと、それから2、少なからぬ町民の間に存  
在する「問い」からの出発ということで、これは私の想像ですけども、かな  
りおもしろい、また甲良町の現状を具体的に突いた提起があったのではない  
かと思われるくだりなんですね。少なくとも今気づいていることを語りたい  
と思いますというように、甲良町、100年後の具体像を明確にできなかつ  
たということが書かれています。そして、2の少なからぬ町民の間に存在す  
る「問い」に、甲良は「農村」でよいのか、「農村」コンプレックスが最も小  
さい滋賀県、なぜ胸を張って『農村がよい!』と叫べないのか。②甲良に住  
み続けたいと思っている人の割合は50%で推移。なぜもっと高くないの  
か? (実際には80%以上が定着しているのに)。これらの問いについて考  
えることである大事なことがわかってくる予感がしないだろうかというこ  
とでプロローグが始まっています。

そこで、総合案の60ページの中に、過去の総括をされて、人権の施策に  
ついて十分ではなかったという表現があります。そのところで、今まで進め  
てきた総合計画。そして、それに基づいた年度年度の調整の施策がどうい  
うようにマッチをしてきたのか。マッチしてこなかったという2つのことから  
私は推測をしているわけですけども、その点の説明をお願いをしたいと思います。

2つ目は、先ほどの100年の計、ないしは長期の展望、また10年とい  
う総合計画という長きにわたる総合計画であるというスパンと、町長の任期、  
議員の任期は4年、そして予算としては単年度予算の主義であります。ここ  
に大きなギャップ、つまり矛盾が生じるもとがあるわけで、長期の展望をど  
れだけ明るくしようが、自主財源があれば別ですけども、自主財源はござい  
ませんし、自主財源があっても、先ほど言った矛盾にぶつかってきます。そ  
のところの矛盾をどう解決するのか。根本的な総合計画を立案する上での矛  
盾点を感じているわけですけども、その見解、2点です。よろしくお願  
いします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 十分にお答えできないかもしれませんが、私の答弁をさせて  
いただきます。

まず、千賀先生の講演でございますが、この総合計画を策定をする昨年の5  
月31日もまちづくりセミナーをして、大きな目標が100年の大計という  
ことで、せせらぎ遊園で20年続けてまいりましたので、それも検証し、さ  
らには、時代変化の激しい中で向こう100年を読むと。とても大変なんだ

けど、こういう考えはどうでしょうかというのは去年の5月31日のセミナーであります。今まで20年甲良のまちづくりをやってきた。それを5回繰り返したら100年になるということで、あまり100年先を見据えると非常に大変だけれども、20年間の歩みをもう数回続けると甲良の歩みになるんだというふうな切り口でご講演いただきまして、そして、策定の本番に入ってきて、積み上げをしての答申を受けて、千賀先生の2月21日については、このレジュメでご講演をいただきました。

その主題については、農村という切り口であります。今までのせせらぎ遊園のまちから基本構想にありますように町の将来像を笑顔で暮らせる豊かな農村と、農村の定義が、千賀先生の前からのそういう言われていることは、讚都卑村と。都市をうらやんで農村を卑下する。そういうことじゃなくて、逆の発想で豊かな農村をみんなでつくり上げるという視点はとても大事ですよということが連続性をして農村、それから滋賀県においてはそういう定住意識がとても高いので、甲良をとということではありますが、なぜ課題意識を持たれたかということ、町民意識調査の中で定住志向が53.7%と多賀や米原に比べて低いということがその主題の中身にあったように理解をしております。

それから、60ページの人権の問題については、法のもとに総合施策を進めてまいりましたし、法根拠がなくなっても今後は一般施策で一般化をして制度を進めていく。特に西澤議員も全協でもご発言があったように、部落問題に対する地域の課題というのは残された課題があるわけですから、課題がある以上は、行政は取り組むという姿勢での記述が60ページ以降の人権の尊重のまちづくりで書かれているというふうに思います。

それから、2点目の長期スパンでございます。今言いました100年は行かないんですけど、そこの読み切りが非常に難しいという結論であります。今回の基本構想については向こう11年間という定めではありますが、それを繰り返し繰り返し実証をし、実践をし、見直しをし、繰り返ししていくということ、そして学習がとても大事だということがページ3ページに書かれてありますし、それから、基本構想は、向こう11年間の大目標でありますので、これに向かって常にでき上がったら終わりじゃなくて各施策とも検証していくということがとても大事だよというふうなことがこの間の策定、あるいは専門家のアドバイスでそのことが盛られているものであります。

それから、総合計画の中身につきましては、4ページの構成にありますように、議決をいただこうとしている基本構想、それから基本計画、実施計画の3つの構成で成り立つというふうな構成であります。はからずも西澤議員がおっしゃいましたように、予算は単年度主義で、単年度、単年度で予算を

追っていくということでございますので、単年度についてはいかに長期目標に合致するような積み上げを着実に行って行くかと言うことで、大目標と単年度の積み上げというところ辺がリンクをしていって、実施計画については3年ローリングで見直していくというふうなことでございますので、その点も総合計画については大目標だということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 これの討論、採決は最終日でありまして、考え方を基本的に示していきたいというように思いますが、60ページのところで今も回答がありましたところを再度お尋ねをしたいんですが、表題は、目標の1、甲良らしくみんなの力でせせらぎ遊園のまちづくりを推進しますという大きなタイトルの中で図表が書かれていまして、甲良町における同和行政、人権行政の略歴というように書かれています。そして、その上が、しかし、人権尊重を総合行政として取り組まれているかを問うと不十分であり、今後相談窓口体制、人権救済の仕組み、施策の人権チェック機能など、人権総合行政システムの確立が求められていますというように、不十分だったという簡単なくだりに締めくくられています。なぜ不十分だったかが、読むわけですが出てきません。ですから、どういうところで、なぜ不十分だったのか。つまり、私はこの表を見まして、国の同和对策事業が始まったのが、同和对策室を新設が昭和44年（1969年）ですから、41年前に始まっています。そして、甲良町でも出遅れましたですけども、それでも基本方針が策定をされて、昭和48年（1973年）に基本方針が策定をされて同和行政の要綱が決められています。そして、右に、基本方針で私、疑問に思ったのが、人権とは生きる権利ですということが書かれています。これは全く異存がありません。しかし、その生きる権利を保障する上で住まい、そして所得、低所得から発生する暮らし、教育、食べることそのものですね。こういうことが安心して暮らしていけるという状況をどう行政が、また政治が保障していくのかという点で次を読んでみますと、すべての人が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常的に実践していくことであるというので平たく一町民、一人一人の心がけにゆだねられて、解消されています。つまり、政治をつかさどるもの、そして行政を責任を持って運営していくものの基本方針としてなっていないというように思うんです。

そこでお尋ねするのは2点あります。この同和行政の略歴から見ても、上の、「しかし、人権尊重を総合施策として取り組まれているかと問うと不十分であり」という、延々として40年近く取り組んできてそのところがまだ不

十分と言わざるを得ないのは、これは方針や施策が外れているのではないかと  
いうように設定をすべきだというように私は思います。ですから、生きる  
権利のところでは書かれています基本的な方針のところでも、私は政治の役割、  
行政の役割がこの基本方針の囲みの中に位置づけられるということが必要だ  
と思いますが、それに対しての見解を求めたいと思います。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 かなり高度な問いをいただきましたので、十分なお答えがで  
きるかどうかわかりません。町長の本日の提案説明でもありましたように、  
今まで甲良町の人権行政を進めてきたわけでありましたが、ここに不十分さ  
があるということが書かれております。各課、各施策で年度当初の事業計画を  
樹立をして進めていくわけですが、総合的にその評価であったり、達成度  
であったり、その部分ではややもすると検証ができていない。さらには課題を  
先送りにしてきたという部分での不十分さがあるのかなということだと思  
います。

したがって、総合計画に合わせて今人権施策基本方針、同じく年度末に策  
定完了ということで人権推進課で取り組んでもらっておりますが、この方針  
ができますと、各課に人権施策の具体のシートが配れて、最後の事業成果の  
評価を行っていくということが人権施策基本方針で各課に今後やろうとして  
いるめざすべき方向でございます。したがって、この総合計画と人権施策基  
本方針がリンクをして、人権行政が進んでいくという大筋でございます。

ただ、各論で、それではどうかと。住みやすいかということございま  
すが、行政も一生懸命取り組みますが、各地域におかれても自主自立という点  
での自自力の向上、さらには県では、自助、共助、公助というふうな、みず  
から一生懸命やってみましょうという、そういう内発力も行政と併せて、  
それを協働という言い方をしておりますが、そういう方向で進めてまいり  
たいというふうに思っております。

以上でございます。

○山田議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号につきましては、十分な議案  
研究が必要なことから、本日提案説明と質疑を行い、最終日の本会議におき  
まして討論と採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、このように決定いたしました。

ここで、お昼の休憩といたします。

(午前 11時50分 休憩)

(午後 1時20分 再開)

○山田議長 それでは、昼の休憩前に引き続きまして、会議を再開したいと思います。

次に、日程第13 議案第13号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第13号 平成21年度甲良町一般会計補正予算(第6号)。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、議案第13号 平成21年度甲良町一般会計補正予算(第6号)についてご説明を申し上げます。

表紙をお開きいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、1,870万円を追加いたしまして、予算の総額を40億2,175万6,000円にお願いするものでございます。その内容につきましては第1表で、また、債務負担行為の変更は第2表で、繰越明許費の変更は第3表で、地方債の変更は第4表により説明をさせていただきます。

それでは、1ページ、お願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入です。11款 分担金及び負担金、補正額137万3,000円の追加、13款 国庫支出金67万2,000円の減額、14款 県支出金2,186万円の追加、15款 財産収入83万9,000円の追加、16款 寄付金30万円の追加、20款 町債500万円の減額、歳入合計、補正前予算額40億305万6,000円に1,870万円を追加し、補正後予算額を40億2,175万6,000円にお願いするものでございます。

続いて、次のページ、歳出であります。1款 議会費、補正額10万円の追加、2款 総務費2,540万9,000円の追加、3款 民生費59万8,000円の追加、4款 衛生費252万6,000円の減額、6款 農林水産業費2,532万3,000円の減額、8款 土木費1,114万円

の増額、9款 消防費49万5,000円の増額、10款 教育費211万円の増額、13款 諸支出金669万7,000円の追加、歳出合計は歳入合計に同じでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 債務負担行為補正です。農業経営基盤強化資金利子助成金といたしまして、平成21年度から平成28年度までの期間、限度額5万4,000円をお願いするものです。

第3表 繰越明許費補正。2款 総務費1項 総務管理費、小水力発電実証調査業務委託2,640万円、3款 民生費1項 社会福祉費、呉竹センター改築事業外構舗装、金額といたしまして3,947万2,000円、2項 児童福祉費、子ども手当システム整備業務委託352万円、8款 土木費2項 道路橋梁費、名神高速道路西明寺橋緊急修繕工事委託1,500万円、小川原防災道路新設事業174万1,000円、9款 消防費1項 消防費、全国瞬時警報システム整備業務委託601万7,000円。

5ページでございます。

第4表 地方債補正、ふるさと交流村整備事業債500万円の減額で、補正前予算2,070万円、補正後1,570万円でございます。合計といたしましては、補正後の限度額が3億9,354万3,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 12ページです。議案説明のときに事務的などころでの説明がございましたので、私は別の角度から何点か質問をいたします。

1つは、12ページです。まちづくり活動団体育成事業補助金で、3団体を予定したが1団体のみ申請で、実績減による20万ということですが、このまちづくり活動団体育成事業の目的に沿って3団体を想定をしたこと自体も実情に合っていたのか、合っていなかったのかということについては別の問題がございましたが、町が想定をした団体から1団体になったという点で、その目的の趣旨を理解してもらえる状況がまだ至らなかったというように判断をしているのか、それとも、単純にそこまで団体さんがこの申請にたどり着かなかったのかどうか、現状を報告願いたいと思います。

それから、13ページです。小水力実証の調査業務委託がされています。これは、水道の管の中で発電をしていくということなんです、この委託をどこに委託をして、そしてどういう成果のもとで、実証の期間、どのぐらい

をして、そして実際に実用可能な方向をめざしているのかどうか、これが2点目です。

それから、14ページ、15ページは、それぞれ福祉の分野にかかわる減が目立つわけですが、説明によりますと実績の減であります。例えば、障害者福祉サービスのところ、それから障害者自立支援装具の給付、それから日常生活用具の給付なんですけども、もともと予算を積み立て方式で実績を想定されるわけですが、想定と実際1年が過ぎて予算を計上した段階でずれが生じていると思うんですが、その点での見解をどのように見ておられるのかというのがその点です。

それから、15ページの新型インフルエンザの助成金、これは藤堂議員が全協でも、枠を広げてお年寄りなりに対象を広げてその100万を有効に使うということをしていただきたいという表明がございましたが、私も大いに賛同をいたします。それで、まだ3月の末まで期間はありますけども、対象の枠を広げて再度、ピークを過ぎたといえどもWHOはピークを過ぎたといって認定をまだできないという判断を事務局長がしているようでありますので、そういう点では対象枠を広げて予防接種の拡充に努めるというのが大事だと思いますが、その計画に使えないのかどうか。

それから、17ページですが、住宅の管理費の修繕費、これは検討委員会が設置される場所でも申し述べましたが、修繕については個々にいろいろ聞いております。増額をして対応をしていく必要がある時期に修繕料を減額をされています。例えば、扉が傷んでいるところを早く直してほしいとか、雨漏り、それからおふろのシロアリ、これは手当てをされたようでありますが、そういう意味でも老朽化が目立つ中ですべてをとということにはなりませんけども、生活を維持していく上での必要な修繕は必要なところだということに思いますが、そういう意味でも修繕の箇所を認定をして手当てをする必要があると思うんですが、この減額についての認識をご説明いただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 まず、12ページ、まちづくり活動団体育成補助金でございますが、補助金の趣旨でございますが、自治会に属さない、非営利で公共に資するまちづくり活動団体の育成に関する諸経費ということでございまして、1団体が申請をされ、実績を残されたわけですが、そういう補助金があるということについては区長さんなり、むらづくり委員長さんには啓発をしておりますが、町域全体にはと言われると不十分さがあるかもしれません。ただ、既存の読書グループの方が、活動資金がいただきたいのでという相談

はあったんですが、相談で終わりました、申請書もありませんでしたので、結果的に1団体ということでした。

それから、13ページの小水力発電につきましては、甲良町の新エネルギービジョンに基づいて小水力の実証実験を今回の10分の10の2次補正をいただいでの実施になります。したがって、実際に発電をさせて実験をします。今後、それが導入可能かどうかについての判断も今回の実証実験でできるのではないかと考えています。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 14ページ、15ページの、特に14ページは福祉のサービス費の全体的な減額でございます。これは、やはり自立支援の支出の計画を立てる段階で、ほぼほとんどの方が100%利用するというようなことでの計上を大概毎年行っています。そういったもので、最終の実績に基づいて減額をしていくというように、本来12月あたりでも調整はできるんですけども、例えば福祉用具でしたら車いすなり、いろいろなものによっては1基100万、150万するというようなものもありますので最終で減額していくというように今回のこのような減額になるわけでございます。

それから、15ページの予防費のインフルエンザの予防接種の補助金の減額の100万でございます。この予算計上にしましても、これは予防接種の優先順位の方すべての金額に必要な額を掛けて計上させていただきました。ですから、補助対象の方が全員受けられるとこの100万も皆消化してしまうという金額でございます。予算を見ておいて余ったというよりも、ワクチン不足というのと、それと似たほど蔓延しなかったというように、予防接種を控えた方もありますので、そういうことで余ったということで、近隣との整合性も考えながら今年度はこのようにしていきたいと。しかし、次年度以降どういったことが起こるかもわかりません。町長もきのうも回答しましたとおり、それに関しましては今後検討も加えていきたいというふうに思いますので、ご理解の方、よろしくお願い申し上げます。

○山田議長 人権課長。

○山本人権推進課長 公営住宅や改良住宅の修繕料の減額についてのご質問でございますが、修繕につきましては、必要な箇所についてはその都度実施しております。ただ、減額につきましては、やはり少しでも予算を使わないというような形で、できるだけ職員で、直営でやっているということで、うちの職員で足りない、できない部分については総務課の職員、特に運転手さんがあいているときなんかは一緒に手伝っていただいて直営で実施をしている。

それと、修繕箇所につきましても、消耗品関係につきましても個人負担と

というようなことがあります。だから、そういう部分については厳格に個人負担もいただいておりますという関係から、今回余ってきた、不用になってきたということで減額をさせてもらったところでございます。

以上です。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 13ページの小水力の発電のところですが、先ほどの野瀬主監の説明から、実用を視野に置きながら、そのことを目標に据えるかどうかでも大分違いますし、それから、実験だけに終わるというのもよくあることです。この実用に向けての活用できるのかどうかという、全くフリーで白紙から出発という点では取りやめもあり得るといえるように読めるわけですが、新エネルギービジョンの中身から言っても、また町長の表明から言うても、甲良の中でのエコ、地球に優しい、そういうエネルギー環境の整備をしていく一つ一つなんですけども、そういう目標を据えた上での業務委託が大事な点ですし、この緑の分権の補助金を100%活用することから見ても大事な点なんですけども、その見通しのところで質問をします。

それから、上の12ページですが、自治会に属さないということから、周知徹底がまだまだ団体さんに行き届いていないという認識だったというように思いますが、自治会の枠を超えてするということもなかなか今の13集落の取り組みから見ても、困難とは言いませんけども、そういう視野を広げて取り組むということになかなかないように思うんです。例えば、まちづくりという範囲も非常に漠然としていますし、それぞれの有志が見合っただけの活動に取り組もうとするとき、例えば先ほど話がありました読書グループ、これはまちづくりとは直接かかわらないわけですが、人と人のつながりを文学を通じてということで活動されていると思いますが、そういうまちづくりだけに限らず趣味の範囲といいますか、人と人とのつながりをつくっていく文化サークルも含めて対象になるというので、名称自体、まちづくりの活動をする者となりますと、花植えの団体とか、日赤奉仕団というように浮かぶわけですが、イメージを広げる上でも周知徹底がもう一工夫要るのではないかとこのように思いますので、その2点、よろしくお願ひします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 後先になるかもしれませんが、まちづくり活動団体につきましては、ご質問の趣旨に従って、周知の問題と町内で集落を越えた活動団体が育成できるかということと、それから既存の文化サークル、教育委員会再度での支援であったりしますので、なかなか集落活動はそれぞれやっていたんですけど、集落を越えた活動が芽生えにくいといううことも視野に入

れた補助制度を創設しているわけですので、できるだけ啓発をして、NPOは育ちにくいと言いましたけども、そういう方向もまちづくりの視点が必要だということについてはもう少し啓発活動に重点を置いていきたいと思っております。

それから、小水力発電の実証調査については、要綱では、県からの委託事業を受けて、実際に発電機を回して発電調査をやるということになりまして、ただ、その補助金の性格が、器具を購入をしたりということはだめな状況で、器具を据えつけるのであればリースをして据えつけなさい。データをとって次のことに、実際に導入ができるかどうかを含めた検討をなさいたいというのが実情でございます。

いずれにしても、太陽光であったり、小水力であったり、バイオであったり、行政が率先をして次なる低酸素社会へリードしていくということに変わりはないと思いますので、実りのある実証調査をやりたいと思います。

以上です。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今回、補正という範囲で討論をさせていただきます。

まず、農業振興のところでの大きな課題でありましたふるさと交流村についての縮小が、予算上も、また方針上も明確にされた補正予算となりました。例えば測量設計委託、それから、NPOの設立事務の委託、これが減額になり、提案説明では計画を見直すことによって、計画したことを実行しないことによる取り下げ減であります。そういう点では、昨年町長選挙の結果を受けて、その方向に一步踏み出した点では評価をしたいというように思います。

そして、それぞれの課題では、先ほども質問の中でも振れましたが、十分な状況ではないというように私は思います。それは、福祉の関係の、例えば14ページの後期高齢者の診療の委託についても、これは受診の減であります。実際いろいろ聞いておりますと、経済的な負担がかかることで、受診そのものを抑えるという傾向が非常に強まっています。その1つのあらわれではないかというように思いますし、また、それぞれの補助金も100%出るわけではありません。自己負担がそれぞれに基づいて何割か自分たちが負担をしていかなければならない。ないしは100%補助がある制度についてもいったんは立てかえて、1カ月後、2カ月後に返ってくるという、そう

いう仕組みも残っています。そういう点では使い悪さがありますし、利用の状況から言うても手控えるというのがございます。その点では改善が必要ですし、また、先ほども質問しましたまちづくりの活動の補助金、この制度自体がどうなのかということと、制度を人と人をつないでいくそれぞれのグループ、それぞれのまちづくりのまちづくりという名称を加えるかどうかは別としましても、文化振興の団体、また、それぞれの地域を支えるそれぞれの活動があると思います。そういう幅広いところで応援をするんだというメッセージが必要ですし、その改善点を来年度に向けて提起をし、そしてアピールをしていく必要を提起をしたいというように思いまして、補正予算という範囲内で賛成を私はいたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 私も賛成討論をしたいと思いますが、この部分は反対でこの部分は賛成という部分があるんですけども、討論は賛成か反対のどちらかというふうに認識しておりますので、賛成をせざるを得んというような部分があるんですけども、2点ほど挙げさせていただきたいのは、全国瞬時警報システムなんですけども、これは私、何年か前に全国に先駆けて取り入れた市町があるので、甲良でもぜひというような形で提言をした覚えがありますけども、早々に甲良も早く取り入れてありがたいなという思いがいたしますので、ぜひとも新年度予算の中に組み入れていただいておりますので、ぜひとも新年度予算の中に組み入れていただいておりますので、四十何億かの予算があるところで、もう少し大がかりな実現ができないという部分は、もしできなければ私は行政の怠慢だというふうにそこまで申し上げて、ぜひとも実施に向けての取り組みでという形のもとをお願いをしたいなという思いを込めて賛成討論にかえます。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 到着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第13号は可決されました。

次に、日程第14 議案第14号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第14号 平成21年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○川並税務課長 議案第14号 平成21年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に4,002万8,000円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ9億4,571万9,000円にお願いするものでございます。内容につきましては、第1表で説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。3款 国庫支出金507万3,000円の追加でございます。4款 療養給付費交付金1,000万ちょうど追加でございます。6款の共同事業交付金1,157万5,000円の減額です。8款の繰入金530万円の追加でございます。11款 前期高齢者交付金3,123万円の追加でございます。歳入合計は、補正前の額が9億569万1,000円でございます。今回4,002万8,000円を追加いたしまして、合計9億4,571万9,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款の総務費、15万円の追加でございます。2款 保険給付費で4,138万1,000円の追加です。6款の保険事業費はゼロでございます。12款の予備費、150万3,000円の減額でございます。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上です。よろしく願います。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

国民健康保険については、国の国庫補助がたしか1986年だったというように思いますが、それに比べて2007年のベースでは国庫の負担率、30%台から2007年で十何%だったというように思いますが、ちょっと詳しい資料を持ってきたつもりなんですが入っていませんので、そのところから、今回国民健康保険を国の制度として減額免除の法律が今国会に上程をされていまして、長妻厚労相が今期年度内に成立をさせたいというコメントが出ていましたのを私読ませていただいたんですが、それについての現在の状況を各市町村に、市町村は地方自治法に基づいて、地方税法に基づいて減額免除の規定があるわけですが、国の法律で減額免除をすれば財政的な裏づけ、つまり免除した分財政上で補填を国がするというような状況の法律が今準備されているのでしょうか。新年度から実施したいという長妻厚生大臣の答弁でありましたけども、それについての今の現状をご報告願いたいと思います。

○山田議長 税務課長。

○川並税務課長 ただいまの質問ですけれども、今のところの情報としてはつかんでいませんけれども、ただ、今、法整備というのか、今のこの経済情勢の中で被自発的に解雇とか、そういうところでの所得の算定方法については、多分今度も専決条例になると思うんですけども、前年所得に対して課税するというのでそういう方については非常な経済的負担ということもございませし、解雇とか、あるいは契約を打ち切られたということで経済的負担が多くなるということで、その辺での算定方式については今のところ情報をつかんでいませんけれども、詳しい状況については今のところまだつかんでいませんのでよろしくお願ひします。

○山田議長 ほかに質疑はございせんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 今回も補正予算であります。その補正予算で来年度を見越していきますと、確かに準備金が枯渇をしていくというのが報告されています。同時に、この最大の原因は、国庫補助を年々減らしてきた日本の政府によります。しかも市町村によって運営をいたしますので、リスクは直接市町村にかぶってまいります。そこからリスクを改善しようと思うと住民の負担、つまり国保税を引き上げる以外にないという悪循環になってまいります。

そこで、滞納の処分や滞納の状況を見ますと、国保税の滞納額は群を抜いて悪い状況にあります。その改善をしていこうと思いますと、やはり払いたくても払えない状況をどう改善するか。そして、同時に一般会計からの繰り入れも増やし、そして展望としては国の国庫補助、これを増やしていく方向で特別会計の収支改善を図っていく必要があるわけですが、何よりも町民に国保事業への理解を求める。そして、それぞれが町民が支え合うということから見れば、応益負担、つまり応能負担ではなくて応益負担、均等割や人数割の部分に引き上げざるを得ない方向で今まで推移をしてきました。来年度にあたっては、そういう負担能力を超えて国保税が引き上がっていくというところが食いとめられるような方策も考えていく必要がありますし、そのことを希望して、補正予算という範囲内で今回賛成をいたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第14号は可決されました。

次に、日程第15 議案第15号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

議案第15号 平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第15号 平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。

今回、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,060万6,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ4,902万8,000円とお願いするものでございます。

では、第1表をご覧いただきたいと思います。

歳入の部、1款 後期高齢者医療保険料1,112万4,000円の減額、3款 繰入金51万8,000円の増額、補正前が5,963万4,000円、今回1,060万6,000円の減額をお願いし、4,902万8,000円とお願いするものでございます。

次のページの歳出でございます。2款 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。今回1,060万6,000円の減額でございます。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 後期高齢者の医療制度に基づく町の特別会計です。現政権は民主党の時代に、野党の時代に参議院でこの後期高齢者の医療制度そのものを廃止する決議を可決をしています。ところが、政権につくや否や、廃止については先延ばしをして、廃止についても明言しないようになっていきます。その点でも、私は町と、それから県の制度ではございますが、この後期高齢者の医療制度、75歳で線を引いて、そして制度的には医療診療報酬、診療体制も別建てでありますし、保険料は2年ごとに引き上がっていく仕組みがつくられています。そういう点でも、一刻も早くこの制度そのものをなくさねばなりませんし、後期高齢者のみならず、いずれは後期高齢者に参加をしていく私たち、私から見ても、とても容認できるものではありませんし、反対の立場を貫いていきますので、補正予算の範囲であります。反対討論とします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第15号は可決されました。

次に、日程第16 議案第16号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**村田事務局長** 議案第16号 平成21年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○**山田議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○**山崎保健福祉主監** 議案第16号 平成21年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,373万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億928万9,000円とお願いするものでございます。

では、第1表 歳入歳出予算補正をもとにご説明申し上げます。

まず、歳入の部、1款 保険料269万9,000円の追加、3款 国庫支出金1,220万4,000円の追加、4款 支払基金交付金1,525万4,000円の追加、5款 県支出金721万9,000円の追加、6款 繰入金635万6,000円の追加、歳入合計は補正前5億6,555万7,000円、補正額が4,373万2,000円の追加をお願いし、6億928万9,000円とお願いするものでございます。

引き続き、歳出の部でございます。1款 総務費49万9,000円の追加、2款 保険給付費5,081万1,000円の追加、3款 地域支援事業費35万9,000の追加、8款 予備費が793万7,000円の減額でございます。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○**山田議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 9番 西澤です。

説明の8ページです。保険給付費で在宅介護サービス給付費、それから施設介護サービス給付費、在宅サービス計画給付費がそれぞれ増額をされています。これの内容について、原因と、それから状況についてご報告願いたいと思います。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 ただいまのご質問でございます。いずれにしましても介護サービス費の伸びにございます。当初予定しておりましたけども、例えば施設入所でも当初よりは7人、8人、10人近くの方が増員とか、それからデイサービスの利用者も増えていると。それから、地域密着型というのは認知症のデイサービスですけども、そういった方も利用者が増ということで、全体、当初よりも、予定よりも、当然認定者も増えておりますし、利用者も増えているというようなことで増額をお願いするわけでございます。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今回も補正予算です。説明がありましたように、特に問題点が指摘できるところはないというように私は思います。そして、先ほど質問しました8ページの増額になったところ、そういう介護を必要とする方々が町行政の予想を超えて予算から見て増えているという現状に、元気なお年寄りをつくっていく、そして地域で支えていくという課題がますます大きくなっているんだなというように思いますし、この運営についてもやはり以前から言われている2つの柱、保険料金と利用料の定額軽減、この課題が非常に大きいというように思いますので、その方向に進むことを希望して賛成討論です。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第16号は可決されました。

次に、日程第17 議案第17号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第17号 平成21年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権主監。

○米田人権主監 議案第17号 平成21年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ37万6,000円を追加いたしまして、予算の総額を5,711万5,000円とするものでございます。

説明につきましては、第1表 歳入。1款 県支出金11万4,000円の追加、2款 繰入金669万7,000円の追加、3款 諸収入649万3,000円減額、4款 繰越金5万8,000円の追加、歳入合計につきましては、補正前の額5,673万9,000円、補正額37万6,000円、補正後5,711万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳出。1款 総務費234万2,000円減額、2款 公債費271万8,000円追加、歳出合計は歳入合計と同額です。よろしくをお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 説明の6ページです。一般会計の繰入金、その他繰入金918万7,000円、そして事務費の繰入金が減額になっています。この説明をお願いいたします。

○山田議長 人権主監。

○米田人権主監 今の2款の繰入金の事務費分の繰入金の249万円の減額につきましては、これは人件費によるものでございます。その他繰り入れにつきましては、一番下の公債費のところに出てくるわけなんですけれども、予算編成時において1年遅れの部分がありまして、12月以降の繰上償還というような形でこのようなずれが出てきたというのと、基本的には長引く不況等によりまして、窓口にここ数件の方、1年を通して十数件あったわけなんですけれども、そうした中で収入が落ち込んでいるということで、一応努力目標として、全体的な部分ですけれども努力目標としてまだ出納閉鎖までありますので、頑張って徴収にまた理解を求めていきたいというふうに思っているところでございます。よろしく申し上げます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 この住新会計、この住宅新築資金の貸付事業については、一般会計をずっと繰り入れをしていく計画が説明をされています。回りくどい説明でありましたが、償還の足りない分を一般会計から繰り入れて償還に充てるという財源に繰り入れている分だということに思いますが、この918万7,000円を実行することによって累積の一般会計の繰り入れ分、つまり償還をしていく上で事務費分の繰り入れとは別に仕分けをされていると思いますし、総計で、累計で幾らになるのかご報告願いたいと思います。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 ただいまちょっと資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと退席させていただいて調べさせていただこうと思いますけども、それによろしいでしょうか。

○山田議長 ここで、暫時休憩します。

(午後 2時05分 休憩)

(午後 2時25分 再開)

○山田議長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

総務課長。

○山本総務課長 先ほどは申しわけございませんでした。議長、ありがとうございます。

それでは、一般会計の方からの繰り出しをさせていただいている金額を申し上げます。平成19年度からということで、平成19年度が1,803万6,000円、平成20年度が3,127万6,000円、そして平成21年、今でございますけども918万7,000円でございます。トータルいたしますと5,849万9,000円ということでございます。申しわけございませんでした。

以上、報告させていただきます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 改めておさらいですけども、計画でいけば一般会計からの繰り入れ、繰り出しを続ける必要がある年限は、つまり償還と返済とがバランスが合って収支が改善される時期まで一般会計の繰り出しが続く計画で資料を以前説明のときにいただきましたが、計画上では何年まででしたか。

○山田議長 人権課長。

○山本人権推進課長 計画では、平成25年度に一般会計の繰入金を返せるというふうな状況になっております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、この推移、19年から始まって25年までですけども、見通し上はなかなか厳しいと思いますが、追加の投入だとか、それか

ら年限を伸ばすという状況も生まれてくるというように予想できませんでしょうか。お答え願います。

○山田議長 人権課長。

○山本人権推進課長 今年の収納率の方を見ますと、昨年度よりかやはり経済情勢等でリストラとか、いろんな問題でちょっと返済を待ってほしいという方がかなり見受けられます。ということで、今年の収納率につきましても、年度当初は75%、前年度で見込んでおりましたけども、70%行くかどうかという部分が想定されますので、今の計画、25年度というようなことで一般会計の方に返済をするという見通しであったのが、若干ずれてくるのではないかな、もうちょっとかかるのではないかなというふうな予測をしております。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

本予算では、私、この会計は反対をしております。それぞれの事業計画の中身で進んでまいりましたが、手直しが必要な根本の原因を改善する必要がありますし、経済状況の中での対応も迫られています。そういう点では、借り入れをした方、そして完済をされておられる方も増えてきております。そういう意味では、一般会計からの繰り入れをいち早く克服する、こういう方向が必要ですし、その方向を示す上でも、以前から私、言っております同和対策という特別な枠を卒業して、返すものは返す。そして、支払いを求める側、つまり町の側がそういう責任を果たしてほしい。そして、責任を果たせない人については、住宅の財産でありますし、それから返済の計画、それから銀行との関係、つまり貸付契約の関係でありますから、きちりと契約を履行をさせるということが大事ですし、2つの面、いつも私、言っておりますが、厳しい面と実情に合うた対応というのが求められていると思います。今回は、補正予算という範囲で私は賛成をしていきたいと思っております。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案の通り可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第17号は可決されました。

お諮りいたします。

これより、審査願います。

日程第18 議案第18号から日程第27 議案第27号までの平成22年度の各会計当初予算案については、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、日程18 議案第18号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第18号 平成22年度甲良町一般会計予算。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、平成22年度甲良町一般会計予算についてご説明申し上げます。

ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度の当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億600万円にお願いするものでございます。予算の内容につきましては、第1表 歳入歳出予算で、債務負担行為につきましては第2表で、地方債は第3表で説明をいたします。一時借入金につきましては、その限度額を6億円とお願いするものでございます。

それでは、1ページ、お願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。歳入、1款 町税8億3,894万9,000円、2款 地方譲与税3,940万円、3款 利子割交付金300万円、4款 配当割交付金100万円、5款 株式等譲渡所得割交付金50万円。

2ページでございます。

6款 地方消費税交付金6,000万円、7款 自動車取得税交付

金 1, 700 万円、8 款 地方特例交付金 1, 640 万円、9 款 地方交付税 13 億 5, 000 万円、10 款 交通安全対策特別交付金 150 万円、11 款 分担金及び負担金 3, 358 万 2, 000 円、12 款 使用料及び手数料 2, 829 万 6, 000 円、13 款 国庫支出金 2 億 1, 483 万 8, 000 円、14 款 県支出金 2 億 3, 817 万 1, 000 円、15 款 財産収入 718 万 5, 000 円、16 款 寄付金 84 万 9, 000 円、17 款 繰入金 1 億 2, 196 万 3, 000 円、18 款 繰越金 4, 000 万円、19 款 諸収入 1 億 1, 486 万 7, 000 円、20 款 町債 4 億 7, 850 万円、歳入合計は 36 億 600 万円でございます。

5 ページ、歳出です。1 款 議会費 5, 799 万円、2 款 総務費 4 億 7, 813 万 1, 000 円、3 款 民生費 11 億 1, 456 万 7, 000 円、4 款 衛生費 2 億 9, 759 万 8, 000 円、5 款 労働費 73 万 5, 000 円、6 款 農林水産業費 1 億 2, 920 万円、7 款 商工費 3, 430 万 5, 000 円、8 款 土木費 1 億 6, 556 万 6, 000 円、9 款 消防費 2 億 6, 997 万 2, 000 円、10 款 教育費 4 億 406 万 6, 000 円、11 款 災害復旧費 1 万円、12 款 公債費 4 億 6, 587 万 2, 000 円、13 款 諸支出金 1 億 8, 448 万 8, 000 円、14 款 予備費 350 万円、歳出合計は歳入合計と同じでございます。

9 ページです。

第 2 表 債務負担行為。農業経営基盤強化資金利子助成金、期間といたしまして、平成 22 年度から平成 41 年度まで。限度額といたしまして 31 万 8, 000 円でございます。滋賀県信用保証協会小規模企業社小口簡易資金保証債務損失補償、平成 22 年度から平成 28 年度まで。これにつきましたの限度は、当該額から支払いを受けた保険金を控除した実質損失額の 10 分の 8 について、293 万 4, 000 円でその損失を補償するというものでございます。

続きまして、10 ページをお開きいただきたいと思います。

第 3 表 地方債です。記載につきましては、地方道路等整備事業債、限度額 1, 830 万円、防災基盤整備事業債 1 億 4, 120 万円、臨時財政対策歳 3 億 1, 900 万円。合わせまして 4 億 7, 850 万円でございます。起債の方法といたしましては、証書借り入れ、または証券発行、利率は 5% 以内というものでございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第19 議案第19号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第19号 平成22年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○小川税務課長 議案第19号 平成22年度甲良町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

歳入歳出の予算の総額を8億9,905万2,000円と定めるものでございます。内容につきましては第1表で説明を申し上げます。また、一時借入金の最高額を3億円と定めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

まず、歳入、1款 国民健康保険税1億8,866万円、2款 使用料及び手数料1,000円、3款 国庫支出金2億5,899万7,000円、4款 療養給付費交付金4,362万9,000円、5款 県支出金5,453万8,000円、6款 共同事業交付金1億2,393万8,000円。

2ページをお願いいたします。

7款 財産収入2,000円、8款 繰入金9,629万8,000円、9款 繰越金2,000円、10款 諸収入100万7,000円、11款 前期高齢者交付金1億3,198万円、歳入合計8億9,905万2,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出、1款 総務費3,350万8,000円、2款 保険給付費5億7,182万6,000円、3款 老人保健拠出金123万9,000円、4款 介護保険納付金4,474万2,000円。

4ページをお願いいたします。

5款 共同事業拠出金1億2,452万2,000円、6款 保健事業費1,632万円、7款 基金積立金2,000円、8款 諸支出金53万2,000円、9款 公債費30万円、10款 後期高齢者支援金等1億502万2,000円、11款 前期高齢者納付金等47万6,000円、12款 予備費56万3,000円、歳出合計は歳入合計に同額でござ

います。よろしくお願ひします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
次に、日程第20 議案第20号を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
局長。

○村田事務局長 議案第20号 平成22年度甲良町老人保健医療事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。  
保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第20号 平成22年度甲良町老人保健医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ325万2,000円とお願ひするものでございます。

では、第1表によりご説明申し上げます。歳入の部、1款 支払基金交付金162万3,000円の計上、2款 国庫支出金108万1,000円の計上、3款 県支出金27万1,000円の計上、4款 繰入金27万円の計上、5款 繰越金1,000円の計上、6款 諸収入が6,000円の計上で、歳入合計が325万2,000円にお願ひするものでございます。

引き続き、歳出でございます。1款 総務費が1,000円の計上、2款 医療諸費が324万1,000円の計上、3款 諸支出金が2,000円の計上、4款 予備費が8,000円の計上、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
次に、日程第21 議案第21号を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
局長。

○村田事務局長 議案第21号 平成22年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第21号 平成22年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ5,020万円とお願いするものでございます。

では、第1表 歳入歳出予算によりご説明申し上げます。まず、歳入の部、1款 後期高齢者医療保険料3,305万1,000円の計上、2款 使用料及び手数料2,000円の計上、3款 繰入金が1,714万5,000円の計上でございます。4款 繰越金が1,000円の計上、5款 諸収入が1,000円の計上、歳入合計が5,020万円。

引き続き、歳出の部でございます。1款 総務費が41万8,000円の計上、2款 後期高齢者医療広域連合納付金が4,976万9,000円の計上、3款 諸支出金が1万円の計上、4款 予備費が3,000円の計上、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第22 議案第22号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第22号 平成22年度甲良町介護保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第22号 平成22年度甲良町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ6億480万1,000円とお願いするものでございます。説明につきましては第1表で、また一時借入金につきましては、最高額は1億5,000万円と定めるものでございます。

では、第1表をご覧くださいと思います。歳入の部、1款 保険料9,922万9,000円の計上、2款 使用料及び手数料1,000円の計上、3款 国庫支出金1億3,943万7,000円の計上、4款 支払基金交付金が1億7,150万円の計上、5款 県支出金が8,384万4,000円の計上、6款 繰入金が1億778万3,000円の計上、7款 繰越金が300万円の計上、8款 諸収入が5,000円の計上、9款 財産収入が2,000円の計上、歳入合計が6億480万1,000円の計上となっております。

引き続き、歳出でございませう。1款 総務費が2,152万7,000円の計上、2款 保険給付費が5億6,298万2,000円の計上、3款 地域支援事業費が1,633万1,000円の計上で、次ページの4款 交際費が1,000円の計上、5款 基金積立金が2,000円の計上、諸支出金も同じく2,000円の計上、7款 高額医療合算介護サービス等費が102万円の計上、8款 予備費が293万6,000円の計上、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第23 議案第23号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第23号 平成22年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、平成22年度甲良町墓地公園事業特別会計予算書についてご説明申し上げます。

当初予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ661万2,000円

にお願いするものでございます。内容につきましては、第1表でご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

1表 歳入歳出予算。歳入でございます。1款 繰越金1万円、2款 使用料及び手数料175万円、3款 諸収入8万4,000円、4款 財産収入3万6,000円、5款 繰入金453万2,000円、6款 他会計借入金20万円、歳入合計661万2,000円。

続きまして、歳出、1款 墓地公園管理費43万6,000円、2款 諸支出金616万6,000円、3款 予備費1万円、歳出合計は歳入合計と同じでございます。

以上、どうぞよろしくをお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第24 議案第24号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第24号 平成22年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権主監。

○米田人権主監 議案第24号 平成22年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を5,081万4,000円と定めるものでございます。説明につきましては第1表で、一時借入金につきましては、借り入れの最高額を3,000万円と定めるものでございます。

それでは、第1表をお願いいたします。歳入、1款 県支出金419万7,000円、2款 繰入金656万5,000円、3款 諸収入につきましては4,005万1,000円、4款 繰越金1,000円、歳入合計5,081万4,000円とお願いするものでございます。

歳出、1款 総務費761万円、2款 交際費4,320万1,000円、3款 予備費3,000円、歳出合計は歳入合計と同額です。よろしくお願

いたします。

- 山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
次に、日程第25 議案第25号を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
局長。

- 村田事務局長 議案第25号 平成22年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

- 山田議長 本案に対する提案説明を求めます。  
人権主監。

- 米田人権主監 議案第25号 平成22年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を400万2,000円と定めるものでございます。

第1表をお願いいたします。歳入、1款 財産収入400万円、2款 繰越金1,000円、3款 諸収入につきましては1,000円、歳入合計400万2,000円でございます。

歳出、1款 公共事業用地取得事業費1,000円、2款 諸支出金400万円、3款 予備費1,000円、歳出合計は歳入合計と同額です。よろしくをお願いいたします。

- 山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。  
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
次に、日程第26 議案第26号を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
局長。

- 村田事務局長 議案第26号 平成22年度甲良町下水道事業特別会計予算。  
上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

- 山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道主監。

○中山建設水道主監 議案第26号 平成22年度甲良町下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算、総額をそれぞれ4億6,800万円とお願いするものです。説明につきましては第1表で、地方債につきましては第2表で、また一時借入金につきましては、最高額は3億円とお願いするものでございます。

第1表をお開き願いたいと思います。1款 国庫支出金4,000万円、2款 繰入金1億8,755万3,000円、3款 諸収入205万2,000円、4款 町債1億4,970万円、5款 繰越金1,000円、6款 財産収入5万円、7款 使用料及び手数料7,833万1,000円、8款 分担金及び負担金1,031万3,000円、歳入合計は4億6,800万円でございます。

続きまして、歳出でございます。1款 総務費8,356万4,000円、2款 下水道事業費1億833万8,000円、3款 公債費2億7,509万8,000円、4款 予備費100万円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、4ページ、2表 地方債、お願いいたします。起債の目的といたしまして、公共下水道事業債ほか2件、限度額といたしまして、3件合わせまして合計1億4,970万円をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第27 議案第27号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第27号 平成22年度甲良町水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道主監。

○中山建設水道主監 議案第27号 平成22年度甲良町水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

まず、2条、業務の予定量でございますけれども、給水の口数といたしま

して2, 800口、2番、年間総給水量といたしまして93万立米、3番目に、1日の平均給水量といたしまして2, 548立米、4番に主な建設改良事業といたしまして、水道管理システム更新事業および老朽配水管の布設替工事でございます。

3条の収益的収入及び支出でございます。

収入の第1款 水道事業収益といたしまして、1億7, 164万9, 000円、支出、第1款の水道事業費といたしまして、同額の1億7, 164万9, 000円でございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

4条といたしまして、まず、第1款で資本的収入といたしまして1, 087万2, 000円、支出の部、第1款といたしまして、資本的支出1億2, 282万5, 000円でございます。一番上段でございますけれども、この上段の中の括弧書きで記載しております、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1, 195万3, 000円につきましては、当年度の損益勘定留保資金7, 947万2, 000円、繰越利益剰余金1, 748万1, 000円で補填し、なお不足する額につきましては減債積立金1, 500万円で補填するものとするものでございます。

続きまして、一時借入金、5条につきましては、限度額を1億円とお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第28 同意第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 同意第1号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成22年3月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

北川町長。

○北川町長 提案理由の説明をします。

甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて、下記の

者を甲良町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、犬上郡甲良町長寺1373番地。

氏名、尾崎隆昭。

生年月日、昭和46年5月2日。

教育委員5人のうち1人がこの3月で任期になりますので、ご同意をお願いするものです。昨年5月、前任者が残任期間を残し辞職されましたので、6月議会で前任者の残任期間、この3月31日までのご同意をいただきましたが、今回引き続き尾崎隆昭氏に教育委員としてお願いいたしたく、ご同意をお願いするものです。

尾崎隆昭氏は、兵庫県出身で、平成4年3月大谷大学卒業、僧侶資格取得、同年4月より民間企業に勤務、平成16年5月退職、同年6月甲良町に転入され、7月より長憲寺住職に就任、元住職井上敬夫氏指導により、地元より人望される住職を務められており、仏教界でも役職を持たれ、教育委員として約10カ月ですが、人格が高潔で、教育、学術および文化に関しても識見を有する方ですので、ご同意のほどをよろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

宮寄議員。

○宮寄議員 6番 宮寄です。

この尾崎隆昭氏は、私どもの長寺の住職でございますが、今、町長が説明で読まれたとおり、人格、風貌、教養、申し分のない方でございます。よって、この尾崎さん任命にあたって賛成討論とします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第1号は同意することに決定されました。

次に、日程第29 意見書第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 意見書第1号 核兵器の廃絶と世界恒久平和を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月9日。

甲良町議会議長 山田壽一様。

提出者 甲良町議会議員 金澤博。

賛成者 甲良町議会議員 建部孝夫。

賛成者 甲良町議会議員 濱野圭市。

賛成者 甲良町議会議員 藤堂一彦。

賛成者 甲良町議会議員 丸山恵二。

○山田議長 本意見書については金澤議員から提出されておりますので、金澤議員から提案説明を求めます。

金澤議員。

○金澤議員 核兵器の廃絶と世界恒久平和を求める意見書（案）。

朗読をもって提案といたします。

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ、この訴えは、核兵器廃絶と世界恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びである。

しかし、核兵器はまだ世界に約2万数千発も存在し、核兵器の脅威から今なお人類は解放されていない。2000年の各拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したが、2005年の同会議では実質合意できず、核軍縮はもとより核拡散体制そのものが危機的状況に直面している。アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の核保有国5カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の核保有国であるイスラエル、核兵器開発につながるウランを濃縮拡大するイラン、核実験を強行し、世界的に脅威を及ぼしている北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしている。

よって、国および政府においては、核兵器の廃絶と世界恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年に開かれる核拡散防止条約（NPT）再検討会議に向けて実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく核軍縮・不拡散外交に強力に取り組まれることをい要請する。

記として、1. 国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議

が提唱する2020年までに核兵器の廃絶をめざす「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。

2. 核拡散防止条約（NPT）の遵守および加盟促進に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年3月9日。

滋賀県甲良町議会議長 山田壽一。

内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長あて。

以上です。

○山田議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

この意見書の提案、そして可決に賛成の立場から討論させていただきます。

核兵器の存在は、ここにも述べていますように、2万数千発、広島・長崎に投下された規模からいきますと、地球の人口を何回も殺りく出来るという規模に達しているというように言われています。広島・長崎の2発だけでも数十万という命が奪われています。その段階で核兵器の廃絶がずっと国民の広い支持のもとに運動が続けられてまいりました。とりわけ被爆国の悲願でもございますし、安心して生活ができる、そういう国民生活、また地域生活をつくる上でもかけがえのない役割を果たすものだというように思います。

ちょうど私、見ていましたら、女性がつくっている団体の新聞であります。高校生がこの5月に行われるNPT、核不拡散の再検討の国際会議に参加をする、そういう記事であります。しかも、その高校生1年生や、ドイツの高校生の取り組みがされています。そのドイツの高校生の取り組みに賛同して、その地域の市長さんが核兵器廃絶の署名をするところが写真で出されていますが、こういう大きな流れに到達をしてきている戦後の営々とした取り組み、そして、去年の4月にプラハでオバマ大統領が、アメリカの国として核兵器廃絶の、核兵器のない世界をめざす、こういう演説をしたことが大きな波紋を呼んで、広島・長崎の市長さんが大いに励まされて、世界で核兵器の廃絶の条約交渉をぜひ、まず行ってほしいという声明や運動がされています。

一方、日本政府が一貫して、国際会議で期限を決めた核兵器の廃絶の決議

が非同盟国などからされるときに、情けない棄権の態度を取り続けています。そういう意味でも、日本政府が被爆国の政府として核兵器の廃絶に、本来先頭に立たねばなりません。ですから、今回上げる決議は、聞きますと全国の市町村に全部漏れなくこの要請が送られているというように聞きます。甲良町もこの意見書が可決をされれば、小さな力ではありますが、小さな力が集まれば大きな日本の流れ、そして世界の動きともなることをかんがみて、賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、意見書第1号は可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

(午後 3時14分 休憩)

(午後 3時30分 再開)

○山田議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第30 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。

諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により、1人35分以内としますので、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いいたします。

それでは、9番 西澤議員の一般質問を許します。

9番 西澤議員。

○西澤議員 早速質問をいたします。

その前に、規則第56条は、前文で必要なときというように書かれています。今回、私1人の質問であります。そういう点では必要性が客観的に判断ができない。つまり、延々と2時間、3時間させてもらうつもりはございません。せめて5分、10分延長を認めていただきたいことを最初に要請をさせていただきます。

それでは、昨今の格差と貧困の広がり、町長の開会あいさつでもありま

したように、また、予算説明の中でもありましたように、非常に深刻さを増しています。例えば、高校生の就職内定率、1月の時点が発表されましたが、最悪を更新しております。また、町内での滞納家庭、これにあらわれている経済状況は、払うに払えないという現状のもとになっています。その数が180世帯というのは、全世帯発表と比較をしますと約7%に当たります。今回取り上げる問題で、我が党の穀田恵二衆議院議員が、ある学校の養護教諭さんの話を紹介されました。給料の前には子どもが医療にかかるのを我慢する。そして学校の診療、つまり養護教員さんの世話になるだけで病院に行かない、こういうお話が紹介をされました。さらには、国民健康保険の証の取り上げで医療がかかれない。ないしは、かかった時点で重症になる、手遅れになる、こういうところが発生をしています。そういう意味でも将来の子どもを担う、将来の日本を担う、また地域を担う子どもに対しての医療の手厚い施策が本当に必要でありますし、もちろん大人も、そして高齢者も医療費、とりわけ体がしんどくなったときにはお金の心配をせずしてでもできるようにというのが大切なところであります。子どもは社会の宝と言われますが、そういう意味でも地域社会、それから日本が子どもの成長をともに祝える、喜べる、こういう予算配分がぜひとも必要です。

先ほど紹介しました穀田恵二衆議院議員の質問は、国の制度として子どもの医療費の無料化の制度、拡充をするようにという迫ったものであります。今現在実施をしている自治体は、国の制度で実施をしていないにもかかわらず、県の制度に上乘せをして1,800の自治体が何らかの制度を実施をしています。そういう点で、甲良の中でも子どもは社会の宝として育てる、そういう観点を広める上で、この制度の拡充を求めていきたいと思っておりますし、現在の課題と取り組みの状況、報告を、見解を答弁願いたいと思っております。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 ただいまの西澤議員のご質問にお答えをしたいと思いません。

現在の状況なり見解でございます。乳幼児医療費の無料化の観点につきましては、以前から西澤議員の質問を受けているところでございます。また、県下の状況とかを合わせまして、甲良町でも就学前の完全無料化を平成20年6月から実施し、同年10月からは医療機関の協力を得まして、申請手続の簡素化や所得制限を設けず実施をしてきたところでございます。

しかし、このことが拡大を考えますと、将来の財政運営に及ぼす影響がかなり大きいということも考えられます。今後も県の動向や財源を考慮しながら検討もしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしく賜りたいというふうに思います。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 12月の議会で、この命の大切さ、つまり等しく命を保障する、大事にする施策の充実をというように求めました。そこで紹介をしたのが長野県原村の事例であります。財政力が飛びきり豊かなところではありません。人口7,800の規模の自治体でありますし、財政の総額としては36億円、本当に甲良とよく似ています。65歳以上のお年寄りが2,000人程度ですから、甲良ともよく似ています。そして、そこで65歳以上のお年寄りの医療費が無料と、そして中学生までの医療費、これは入院のみであります。小学生については通院、それから入院とも無料であります。その財源は3,000万円台、3,000万円の半ば、3,600万から3,700万というように村長さんがコメントを寄せていただいております。

こういうところから見れば、財政規模から考えてその施策をするという点、そういう施策もございます。しかし、命の問題はお金の問題をベースにして考えればなかなか進まない。原村の村長さんが、命の大切さを中心に置かなければ、それ以外の経費を削減をしてでも子どもとお年寄り、つまり寂れていく村です。長野の中の非常に端っこに当たるところを住みやすくする上での自治体のサポートを聞きますと、非常に心温まる内容であります。そういう意味でも、一つ一つ前を向く上で1つの障害になっていきますのは、社会保障に対する考え方です。この社会保障に対する考え方が自己責任、つまり応益負担、利益を受ける者は負担をして当然という小泉改革の流れがまだまだあります。ここの理論的にも、そして実際上も乗り越える必要がありますので、一番身近なところで行政を担当している町としては、命の問題、以前私、滋賀県の中でも一番に早死に、つまり平均寿命が少ない町というように提起をしましたが、この点でも、周りを見る事例は本当に子どもさんの死亡事故というのは聞きませんが、65を超えてすぐ、ないしは60に届くまでに病気になってしまうという方がございます。そういう意味でも1つの風穴をあけるといえるのが大事ですので、この壁を乗り越える上での課題について質問します。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 おっしゃる意味合いはよくわかります。命の大切さ、また、他県の例をとりまして、医療にかかれない子どもさんもおいでになるというようなことを切実に感じるわけでございしますが、そういった方があるようであれば、また相談にも乗っていきたいということと、死亡率も高いということで、健康第一ということは、これはモットーに、安心して暮らせる甲良町のまちづくりを私どもはやっているわけでございしますが、特にその中で社会保

障全般に言えることは、少子高齢化の中での医療、介護、また年金と、すべて社会保障は現在の社会保障費全体の7割近くということで高齢者や弱者に充てられていると言われていています。このことが現役世代の負担を増やしていくということやら、さらに税収の伸びも期待することもできないという今日の状況でございます。給付と負担のバランスを保つためには応分の負担をお願いしながら、また、こういった事業、理解を十分に得ながら推進してまいりたいと思いますので、一層のご協力を賜りたいというふうに思います。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 答弁のあった中身で、給付と負担のバランス、この言葉のもとにどんどんと給付は削られて、そして負担が増えていったというのが社会保障の日本の現状です。この点を乗り越えなければ、また改善をしなければ前に進むことができないというように私は思いますので、ぜひとも地方を預かる自治体としても、国がしない場合に合わせてではなくて、国がしなかつても一番身近な自治体が行うというように踏み切っていただきたいというように思います。

次に、談合疑惑の問題について進みます。前回、私は7月の臨時議会から下之郷にできた福祉施設の談合の疑惑の問題が大きくクローズアップしてまいりました。しかし、直接に解決をしたわけではございません。きのうの全員協議会で談合情報を流した人物が謝罪をした。このことについて事実かどうかとって質問があったときに、事実でございますというように答弁がありました。その答弁が間違いであったということが表明をされましたが、それは次において、談合の問題は行政としても改善をしなければ、解決をしなければならぬ問題です。そこで、調査委員会の設置を求めてまいりましたが、現在の進行状況、そして課題について、そして2つ目は、いつまでにそれを設置しようとしているのか、お答え願います。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 今現在、調査委員会については検討中です。しかし、入札から8カ月たった今もこのように談合疑惑の質問が続いております。したがって、速やかに行政としても町長に調査委員会をお願いしていきたいというふうに思っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 町長にお尋ねをしたいんです。町長も議員の時代、一線を画したという立場かもしれませんが、行政を預かる立場から見ても、黒白をつけるという意味ではなくて、この談合問題の背景や、それから改善方向、これを調査委員会、つまり客観的な第三者の委員会できっちりと論議をするというのが大事なところでありますので、設置に向けての進行を検討中ということ

ですので、いつまでに設置をしようとしているのか、それともどういうスタンスで取り組もうとしているのか、お答え願いたいと思います。

○山田議長 北川町長。

○北川町長 この件につきましては、私も議員のときでありまして、14日の契約議決の臨時議会が開催される前の7月10日に議運が開かれました。その日の朝の新聞報道、ならびに前日の7月9日のテレビのニュース等々でそういう契約についての談合があったというマスコミに対する電話等の垂れ込みがあったというようなことであります。私も議運のメンバーでしたので、その時点で議会の中で総務主監の方に、このような情報が出ているが、それに対してどうなんやというような質問もさせていただきました。そしてその結果、野瀬主監の方からは、そういうことに対しては一切ありませんというような説明がございました。

したがいまして、私は行政の入札に担当する最高責任者の立場で責任を持ってその発言をされたということで、私はそれを信用させていただいて、7月14日の議会におきまして、本会議の席上、契約議決に賛成をさせていただいた経緯がございました。

それから後、その問題について今日まで非常に長い期間にわたって問題が提起され、今日に引きずってきているわけでございます。そういう中で、行政の方としましても何らかの方向で早いこと解決を見なければならぬというような思いもいたしております。そういう中で、先ほど野瀬主監が言いましたように、第三者委員会の検討というようなことで、今内部協議を少しずつさせていただいているというような段階であります。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 町長の言われた入札の最高責任者として事務統括をされている野瀬主監氏が、その信頼を壊しかけているというのが明らかになってきたというように私は思います。

そこで、次に、前町長に謝罪をしたことについて、これは事実から反する答弁であったというのがきのう全員協議会で野瀬氏から謝罪がありました。これ、作り話だったという疑いが非常に大きくなってまいりました。大切なことですので正確にしてほしいのですが、前町長への謝罪があったかどうかの確認をしていないのに12月15日には事実ですと答弁し、1月20日の全協では、前町長から聞いていたと。つまり2回、町長が談合情報提供者は謝罪をしたというのを事実確認をしないまま答弁をしている。ということは、虚偽の答弁をしたということで間違いありませんか。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 12月15日の金澤議員の一般質問に答弁をしました。そし

て、1月20日にも補足説明をさせていただきました。その後、それが事実かどうかという再確認をいただいておりますので、私としては一連の流れの中で謝罪があったと。そういうふう聞いて認識をしておったんですけど、再度前町長に確認をいたしましたら、談合情報についての謝罪はなかったということでありましたので、昨日おわびを申し上げます。改めてこの場所でもおわびを申し上げます。

それと、ちょっと混同している向きがありますので、私なりに整理をさせていただきますと、1つは、入札前日に寄せられた談合情報につきましては、通報者が匿名でありました。したがって、誰から通報されたは特定できておりませんので、この前日の通報については誰がということはわかりません。

2つ目には、入札前の談合情報とは別に、入札後の私の不本意な発言がある媒体によりまして流布をし、請負業者またはかかわっていただいた関係者に申し開きができず、談合情報の沈静化をひそかに待っておりました。もちろん公務員としての私の責めが第一問題です。8カ月たった今も、ある人物の行動もあり、疑惑が持たれているものと思っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 重大な事実関係です。今、山崎前町長の確認をしないまま答弁をしたことが浮き彫りになってまいりました。しかし、1月20日の野瀬主監のコメントをいただきました。間違いがあるとあきませんので、文書を欲しいと言ってもらいましたし、このとおりを1月20日の全協では話をされました。そこでは、最初のくだりを抜きますが、私の答弁がイエス、ノーのような短い答弁となっておりますが、そのことは前町長に謝罪があったということの前町長から聞いていたのと、つまり直接聞いていたんです、1月20日時点で。そして、その後、本当かどうかとって事実関係を調べに行く。これは全く議会を偽りで隠したことになりますか。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 申しあげましたように、一連の流れでそう理解をしていたということではありますが、今、1つ、2つ、整理をして申しあげましたのが事実でございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、一連の流れといいますと、この1月20日、前町長が言っていた。つまり謝罪があったということをやっていた。誰からどのような状態で聞いたのですか。これが1つです。

それから、議会で事実でないものを答弁として虚偽の答弁をした。この点についての責任はどのように思っておられるのか、お聞きいたします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 一連の流れを申し上げましたので、あとは調査委員会なり、調査で明らかにしていただきたいというふうに思っています。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、最低制限価格について疑問が生じています。つまり、落札、入札の価格の表を私なりに一覧をした「甲良民報」を発行しました。その表で見ますと、入札額の高い順番から並べています。そして、落札業者、濱野工務店、そしてその下の失格業者、株式会社マルヤマ甲良営業所、この間は14万の金額です。ですから、最低制限価格はこの間に設定されてくるというのが通常であります。端数が生じてまいります。ここで幾つかの情報が寄せられました。入札後も、これは非公開だと答えられています。

しかし、ある2つの情報を合わせて私自身で計算をしますと、今回の最低制限価格の設定が判明してまいりました。濱野工務店が落札した価格から逆算をしますと、公表された予定価格にある金額をプラスをしますと、その価格にプラスをして、その価格に85%を掛けると落札額にぴったりしてまいります。一致するのです。計算機をはじめた私は、正直ぞくぞくとしました。寄せられた情報がまさにそのとおりであるというように思ったからであります。ある額とは40万の金額です。つまり、入札予定価格1億7,800万円に40万を掛けて85%を掛けますと、ちょうど濱野工務店の落札額になります。次点の株式会社マルヤマ甲良営業所との差額14万円は、率にして0.07%でありますし、差を考えると、この情報が町のトップから濱野工務店側に伝わったと疑いがさらに強まるものであります。

そこで、お尋ねしますが、落札額と最低制限価格が一致するのではないかという疑いをもちますが、どうなんでしょうか。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 まず、最低制限価格でございますが、議員さんにも1月20日に甲良町が公表しております中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルのモデルに従って、昨年、平成21年度から21年5月からの入札以降についての最低制限価格の算式を定めてございます。それに基づいて今回も設計価格から積算をして最低制限価格を設定をし、定めたものでございます。したがって、今、西澤議員がおっしゃったように逆算をすると最低制限価格と落札価格は一致でございます。

以上です。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 最低制限価格は非公開で、誰もが知らないはずですが。行政関係者しか知らない情報がたまたまこの14万と、その上の淀建設のところの差で言っても非常に大事なポイントだというように思うんです。最低制限価格は、

前町長と野瀬主監、入札の最高責任者である野瀬主監の機密の情報のはずであります。それが本命業者に漏らした疑いがさらに強まってまいりますので、これは官製談合の疑いが決定的というように思います。

ある建設業者からの情報ですと、指名業者間だけの談合が試みられたと。しかし、受注したい業者が主張し合って調整がつかなかった。そこで、本命業者が確実に落札できる官製談合へと進んだと、その方は言われました。現に予定価格を基準に85%台の投札が4業者も並んで、この辺でねらえば落札できるのではないかと見込んだことがうかがえます。

私も前町長と主監を含む4人がかかわったという例の録音を聞きました。野瀬主監は、たびたび町長に伺いを立てんとあかんと話したり、秘密は秘密やからしゃべったらあかんのやけども、こういうくだり、せりふが出てまいります。そこで、最低制限価格はあなたの一存で決められるものですか。

○山田議長 野瀬主監。

○野瀬総務主監 今言いました、甲良町の最低制限価格は基準によるものでございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 これは、1つに談合情報の通報者が前町長に謝罪したということが作り話だったということが明らかになって、談合の疑惑を消そうとしたねらいが破綻をしたことを示しているというように思います。

それから2つ目は、濱野議員が直接地方自治法の兼業禁止の精神に背いて投札としたことであります。

3つ目には、落札額と最低制限価格が一致することを勘案しますと、前町長と業者が仕組んだ官製談合の疑いがさらに強まってまいりました。町民全体の奉仕者であるべき町長と、町民全体の幸せを考える立場の議員という立場と相入れないものだと私は思うのですが、最後に見解を求めます。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 総合的には調査委員会なり、詳しく調べていただいて、その判断を仰ぎたいというように思っています。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 事実関係をぜひとも調べて、私たち議員としても一つ一つ精査をしていく必要を迫られているというように思います。今、突きつけられている課題は、行政としても私たち議員としても非常に重いというように思いますし、経済的な状況が今はこういう状況になっているからこそ、税金の使い方に関心非常に大きく集まっている大前提だというように思います。

次に、質問の事項の、町幹部の使途不明金の問題についてお尋ねをいたします。

質問通告を行ってから重大な情報が寄せられました。匿名、実名を問わずと10名近くになります。公務員が管理する会計の使途不明金問題をはっきりさせてほしい、厳正な処分が必要だ、こういうものであります。そこで、1つ、疑惑の具体的内容は何だったのか。プライベートな資金だったのか。問題になっています長寺センターの長が管理をする会計でありますので、答弁を願います。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 長寺区の中で、はっきり申し上げますと、管理組合の会計が整理ができていないということで、区からの要請があって町もその会計整理について担当しているセンターの職員に、速やかに事務処理をするようにというふうなことは申し上げました。

○山田議長 小林館長。

○小林長寺センター館長 今、野瀬主監が言っていただきましたように、今、整理中であります。今日の傍聴にも区の三役さんが来ていただいていますので、ともにその旨を明らかにしていきたいと、かように思っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そもそも公務員として預かった会計が不明朗だと。領収書がはっきりしない。こういうことを指摘されること自体、恥ではないんですか。そのことをふまえて、私はこの小林館長が就任をしていた時代だけではなくて、領収書のない支出、こういう状況が常態化していたのではないかというように思うんです。

それで、質問は、何年から何年にわたる会計なのでしょうか。

○山田議長 小林館長。

○小林長寺センター館長 当初、会計簿については、私が平成18年、19年、20年の3年間、館長として行っております。従来この旨については区の所有会計帳簿について、区同促のあった時分から館長がその職務に携わっていたと、依頼されたという経過でございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 今の答弁を聞きますと、公務として預かった。館長としての職務上、この会計を預かったというようになるわけですけども、これは大問題になりますのは、町からの補助で運営をされている金額であります。18年度82万4,000円、19年度60万、20年度92万5,000円、これ、税金、合計234万9,000円であります。これは間違いありません。

○山田議長 小林館長。

○小林長寺センター館長 補助金につきましては、今、西澤議員が申したとお

りでございます、金額につきましては。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 補助額が234万9,000円。なのに、これ、情報が寄せられている中に、200万円の現金を返されていますね。この200万円の現金、補助金の額から言っても相当な額になりますが、これは不適切な処理を認めたということで返還をされたのかどうか、お尋ねします。

○山田議長 小林館長。

○小林長寺センター館長 200万につきましては、帳簿上、区の役員さんたちの部分がちょっとわからない点があるという部分から、一時預かり金として預かせてくれという旨がありましたので、私も正直生活が苦しい中、いところなり、また借用しながら一時預かり金ということで、わかった時点でまた返済していくということでありますので、その旨、一時預かり金として区の三役の方に預けてございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、正しい処理をしていたら200万返還することも必要ない。公の会計を預かっているという立場から説明すれば済む問題を200万払っているんですよ。そこで、県・町の補助金をつけた事業目的、これに沿った流れで小林館長がそういう方向で指導ができたのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○山田議長 小林館長。

○小林長寺センター館長 補助金、町・県、そういう補助金については、いただいた部分については冊子にとじ、そして間違いなく補助金の準じた形で申請をさせていただいております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 申請書を読みますと正確なんです、ざっと区民の自立促進や、それから自主財源を確保するためということで事業が展開をされ、そして、その目的に沿って県・町が補助金を出しています。県はステップアップ事業でユズ事業を始めるときに成功を願って拠出をしています。そういう点から見たら、補助金申請と報告書を見ますと、区長が受け取っています。区長の申請の書類になっていますし、受け取りも区長です。という点では、返還というよりも、区長が本来管理してしかるべきものであります、私のポストに資料が届けられまして、2月21日の総会の際に事実経過が語られたところがございます。10年にわたって会計報告がない。そして、ユズ事業について会計報告がないことが述べられていますが、事実、間違いございませんか。

○山田議長 小林館長。

○**小林長寺センター館長** まず第1点目なんですけども、ステップアップ事業なんですけども、これにつきましては、従来の区長さんのお名前と申請においてユズ管理組合の長ということで、二通りで申請の部分が上がっております。そうした部分で、この事業につきましては、県が2分の1、そして町が2分の1、地元が2分の1以上というような部分であります。そういうことで地元持ち出し金もかなりの部分で……。ごめんなさい。会計報告もできております。

2点目なんですけども、当初ユズの残土を始めましたのが平成10年から、荒れ地でありました長寺西が丘山林のすそ野を整理していくというような部分から、そしてまた、その荒れ地の部分で甲良町の商工会の建設部の方から、下水工事が始まるにおいて大きな事業所につきましては土場があるけれども、ない業者もかなりいるということから、長寺のそこを整地をして埋め立てをできるような許可をいただけないかというような部分で当時の役員さんと商工会の方で窓口でお互いに話し合って、残土をほかしたということでありませう。

それから、その部分については、当時から私も予算の部分については当時の館長がやっておりましたんですけども、その当時、最初のうちは区の予算として残土の方も決算をされていたように思います。それと、最近につきましては、今、21年度につきましては、先日の総会で今現在の中間報告ということで報告をさせていただいております。

○**山田議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 先に進んでいただきましたが、会計と活動報告が町に対して必要です。補助金を出している関係です。3年分の会計報告を、先ほども言いましたが、総収入と総支出は同額になっています。ということは、余ったお金はなく、毎年使い切ったことになっています。ところが、会計事務担当の小林館長から200万円が返還されたということは、預かりと言いますが、毎年提出されている会計報告とは合わないということにはなりませんか。これが1つです。記載以外の収入、これがないとできません。

あるいは、架空や虚偽の支出が含まれることにならないかどうか、2点、お尋ねします。

○**山田議長** 小林館長。

○**小林長寺センター館長** 第1点目なんですけども、200万についての、それについての予算なんですけども、当初からユズの部分に残土処分のお金がずっと継続してございます。その部分についてのわからない点について一時預かりということで200万円お渡しを、今預けてあるという状況であります。

○**山田議長** 西澤議員。

○西澤議員 これ、残土処分の収益金、公共事業の下水道事業でありますから、原資は税金です。業者に支払ったその経費分の残土処理分が区に入っている関係です。それから見れば、むらづくりの活動の第1は、区民全体に信頼される。しかも、それは透明な会計処理がされてこそというようになるわけですが、残土処理の会計について報告がなかったことについては事実なんですか。

○山田議長 小林館長。

○小林長寺センター館長 従来から、当初はできていたと思います。平成16年、17年度もできております。私が携わった18年、19年、20年、今年度は中間報告をしておりますけれども、それまで区長とむらづくり委員長についての部分で、今現在の通帳の確認、随時していただき、そして、区の三役の引き継ぎにおいては残土の方の通帳なり、その部分についての確認をしていただいて引き継ぎをしていただいているということが現状であります。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、当初はということだったわけですが、今現在、小林館長が担当された18、19、20年については残土の会計報告がされていなくて、そのところからの200万をとりあえず支払われている、預かっているというようになるわけですが、そういう会計処理がだめだということをお答えしなければならぬ立場じゃないんですか。つまり会計責任者、つまり区の会計さんがございますし、それから、それぞれの事業で会計担当があると思いますが、その総括をしてむらづくりの関係の館長としての会計事務を担当していたわけでしょう。この点についての指導がなぜできなかったのか、お答え願いたいと思います。

○山田議長 小林館長。

○小林長寺センター館長 その点については、深くおわびを申し上げます。

○山田議長 西澤議員。今、質疑の方は4回目ですので。

○西澤議員 おわびをしなければならないことは以前からわかっていた。つまり18年の会計処理を報告をされていなかったことから見ても、しかも町へ提出する書類と、それから区の区長さんへ提出する書類は一致しなければなりませんよね。ということから見たら、おわびをしなければならないような事態について深刻に受けとめていただきたいというように思います。

そこで、次に進みまして、改良住宅の払い下げの問題について質問をいたします。

この問題は、地域住民の自立促進と同和対策事業の公正で重要な後始末、また、どの地域に住もうと町民同士が交流し、心通わせる、進めていく上での大事な具体的な課題だというように思います。そこで、予算のところでも、

また、検討委員会が設立をされるところでも質問をしましたので、課題について簡単に述べていただきたいと思います。

○山田議長 人権主監。

○米田人権主監 課題についてといたしますのは、もともとこれは同和対策事業で改良住宅を建設したものでありまして、本来、耐用年数が45年ということで、その4分の1を経過した段階では国の譲渡基準に合った場合は払い下げが可能であるというようなことを含めて7項目ありました。そうした中、なかなか今日まで7項目をクリアできなかったというのが大きなことでありまして、今回、県下でも21年度末においては6市町で払い下げに取り組んでいるということで、本町においても新年度において、その払い下げに向けた形の設置要綱と、また検討委員会というものを立ち上げながら、それと併せて取り組んでいきたいというように思っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 この改良住宅の払い下げについては、戸数としては他の市町村と比べますと少ない部類でありますけども、地域としては非常に大事な課題でありまして、その課題の中でも現在空き家になっているところへの対応、それから資金のない問題で、自己資金のない方への貸付の問題、それから、払い下げが完了するまでの期間、これは一定の基準を設けて修理の受け付けをする。そして、精査をして、その要望に応じていくという課題が必要だと思いますが、その中でも3点の対応についてお答え願いたいと思います。

○山田議長 人権主監。

○米田人権主監 今、空き家のこと、また貸付についてのこと、それと本体である躯体の部分の修理等については午前中にも申し上げましたように、今後譲渡検討委員会の中でその現場を見ながら検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 次に進みまして、公契約条例、町が発注するさまざまな事業で公正なルールづくりが必要だということを提起している条例であります。全労連の調査局長の伊藤圭一さんの記事を事前にお渡しをしておきました。この伊藤圭一さんによりますと、住民・労働者・業者・行政の各分野でダンピングだとか、人件費の異常な削減などで不幸のサイクルがあるというように指摘をされています。その不幸のサイクルから公契約条例の制定で希望のサイクルへと転換することができると強調をされているところであります。

そこで、指名基準でも1ページに、5、工事の下請について、また4ページ3、工事の下請について法の趣旨を述べています。町内業者の育成は、法的に保障されていると。現在の状況はどのようなものでしょうか。

- 山田議長 総務主監。
- 野瀬総務主監 本町では、本町の指名競争入札のルールの中で、そして約款に基づいて契約をしているということでございます。
- 山田議長 西澤議員。
- 西澤議員 現在取り組まれている状況をふまえながら提起をしておきたいというように思うんです。大きな工事だけをピックアップしますと、呉竹センターの改築工事、それから下之郷のサポートセンターの建設、ここでの町内業者の育成を強調をされた答弁が何回かされています。先ほども言いました工事の下請についてという法に基づいて下請業者を具体的に掌握されているというように思います。基準の4ページにも書かれていますし、それから、報告が義務づけられています。この公契約条例に進む上で、今現在の大きな工事、2つ挙げましたが、この下請の状況をつかんでおられると思いますので、総括する上でのぜひ検討課題でありますので、ご報告願いたいと思います。
- 山田議長 総務主監。
- 野瀬総務主監 甲良町の場合には、既に議員さんにも配布をさせていただきました建設工事の指名基準の中で、特に甲良町内の地元建設業者さんが多いという実情にかんがみて、下請工事を行う場合には町内業者とされるよう最大限の配慮をお願いしますということで、自社の営業努力の範囲でという業者側の要件もあるわけですが、町としてはそういうお願いをしているところでありますし、それから、建設業法によって下請人さんを使う場合には必ず書面で届けて現場管理をするという下請人届を提出することが義務づけられております。
- 山田議長 西澤議員。
- 西澤議員 それでは、具体的にお尋ねしますが、呉竹センターの改築工事における総下請業者数と町内業者数、それから下之郷のサポートセンターの建設における下請業者総数と町内業者のそのうちに占める数、これをご報告願えますか。
- 山田議長 総務主監。
- 野瀬総務主監 私どもの総務課の業務は、入札・契約まででございますので、あと現場の工事の管理であったり、監督者については担当課が業務を遂行するということになりますので、担当課でしか掌握はちょっとわかりません。
- 山田議長 保健福祉主監。
- 山崎保健福祉主監 サポートセンターの建設につきましては、詳しく数は覚えていないんですけども、20社ぐらいありましたら十数社ということで、半数以上は地元の業者の名前が記載してあったように思っております。詳し

く数はつかんでおりません、今、資料がありませんので。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 質問通告書に、現状をふまえて「安全・安心の公事業・公共サービスの提供のため、労働者・下請・地元企業の保護・育成のための開かれたルールづくりのために。」と書いておきましたし、実際の現状を元請業者に要請をしていることから見ても、これは事前につかんでおく必要がありますし、ここは本会議です。漠然とした数字ではなくて、私、言いました、下之郷のサポートセンターはもちろんですが、呉竹の改築についても下請の総業者数と、それからそのうちの町内業者の数についてご報告願いたいと思います。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 後日、担当課から資料提出をさせていただきたいと思います。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 今日が最終の本会議ではありませんので、予算決算委員会もありますので、そこで提出をいただいて、私が言いたいのは、入札基準に書かれている地元業者の育成、それから入札における地元業者を指名に入れたことが実際に活かされているのかどうか。こういう点で字面に終わるのではなく、実効のある下請業者の町内業者の育成、町内の労働者の福利厚生、地位の向上を図る上で町が管理をする、そういう公条約という1つの条例をつくって、ルールづくりがぜひ必要だというように思うんです。

町長に最後に、そういう大きな枠でいろんなトラブルが起きていますが、トラブルを解消し、改善に進んでいく上で、この公契約条例というのは非常に有効な選択肢だと思っておりますので、見解を答弁願います。

○山田議長 北川町長。

○北川町長 契約の前に、入札制度そのものから考え直していかなければいかんのではないかなど。見直しをしていかないかんのではないかなどというような思いをしております。入札も、市区町村の公共工事の入札というのは、基本的には一般競争入札が全国でも市区町村の場合は大体65%がそういう形でやっておられると。都道府県においては100%というような中で、今回もそういう大きな工事の入札の中で、やっぱり町民の皆さんに不安を与えたような経緯もございます。そういう中で、甲良町も入札制度については指名競争入札がよいのか、あるいは一般競争入札がええのか、そういう部分の精査をきちっとしないかんというような思いもあって、私も担当の野瀬主監とはそういう部分でのお話もさせていただいております、やはり近々に指名競争から一般競争の方に移行するような方向で進めていくのがいいのではないかとということで、今現在愛荘町の方は、指名から一般競争入札に既に切りかえているというようなことも伺っております。そういう中で犬上郡の3町

は、一応3町とも今現在は指名競争入札を採用しているというようなことでございますが、3町の豊郷、多賀の町長とも、先般もお話をさせていただいて、今後の入札制度については、愛荘も含めて4町のエリア全体で入札がどこでも参加できる、そういう形の一般競争入札の方向にしていくための準備期間を設けてはどうかというようなことで今話し合いもさせていただいているところでございます。

したがいまして、契約についてもいろいろとご指摘なり、参考意見を述べていただいておりますので、そういうことを十分これからも検討の中に入れさせていただいて、よりよい方向に進めていきたい、このように思います。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 一般競争入札の中でも条件つきというのが必要だと思います。たたき合いになってダンピングのもとになるというのが起こっているところを防止する上でも、この公条約と併せて実効が大事だということに思いまして、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山田議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

(「動議」の声あり)

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 動議を提出します。

公共工事の入札にかかわる官製談合疑惑の調査に関する決議(案)でございます。よろしくお願いします。

(「その動議に賛成」の声あり)

○山田議長 賛成者がおりますので、動議が成立します。

○西澤議員 甲良町公共工事の入札にかかわる官製談合疑惑等の調査に関する決議(案)です。

○山田議長 動議が成立しましたので、ここで暫時休憩いたします。

(午後 4時37分 休憩)

(午後 4時40分 再開)

○山田議長 ただいま西澤議員の方から動議が出され、賛成者がおられましたので、西澤議員の動議が成立いたしました。

西澤議員の説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 この決議案については、関係する議員がおられます。地方自治法117条に基づいて除斥を求めている。その中に山田議長もございます。そういう点で、副議長に交代をすることが最善の策だというように思いますので、提起をいたします。

○山田議長 議長に関係あるとはどういうことですか。この動議に対してです

か。ちょっとそれはよくわからないんですけども。説明をお願いします。

西澤議員。

- 西澤議員 議員は公正な立場に立って案件の公正な審議に当たるべきであるが、自己、配偶者または血縁者、2親等以内の血族の一身上に関する事件またはこれらの者の従事する業務に直接的な利害関係のある事件の審議にあたっては、公正な判断は困難であり、例え公正な判断をしたと主張しても、それを証明する方法はなく、住民から見ても議会の権威もなくなる。そこで、利害関係のある議員をその事件の審議に参加させず、事件との関係のない他の議員のみによる公正な判断にゆだねるのが適当であることから除斥の制度が設けられたもの（法117条）であります。

今回議案に載せていますのは2つの工事ではありますが、以前から指摘をされている下之郷の福祉施設、これについては濱野議員と山田議長がかかわっているという疑いが持たれています。その疑いの問題を一つ一つ精査をするわけですから排訴が必要です。その後には手続として書かれています。排訴の案件、議案の例で、排訴が認定に疑いのない場合、即座に排訴を、議会から退場を通告をすることでありまして、排訴の認定に疑いがある場合は決議をとることが154ページにうたわれていますので、今判断ができなければ、暫時休憩いただいて、この154条に基づく手続を進めていただきたいと思います。

- 山田議長 疑われているとはどういうことですか。私が官製談合に関与しているという疑いというのはどういうことですか。誰からどういうふうに西澤議員は聞いて、私をそういうふうに言っておられるんですか。

西澤議員。

- 西澤議員 これは委員会の設置されれば委員会の中で明らかにして論議をすべき問題であります。今、議長から言われましたので、証拠提出者から実名も、それから実際も言われていることについて報告をしますが、野瀬主監と、ここではA氏と言っておきます。会話が録音されています。その録音の中に山崎町長、それから野瀬主監、それから山田壽一議長、そして濱野、当時は副議長、これが4人が情報を共有したというのが持たれています。その会話に基づいています。そういう点でも疑惑は疑惑のままです、正直な話。それを一つ一つ解明をしようと思うと、その件にかかわった方については排除する、除斥をするというのが117条の精神ですので、よろしく願いたいです。

- 山田議長 暫時休憩します。

(午後 4時50分 休憩)

(午後 5時10分 再開)

○山田議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

西澤議員。

○西澤議員 先ほど私、除斥について読み上げましたが、動議のこの議案、先ほど成立をいたしましたけども、この議案の審議については、議長というように私、言いましたが、問題点は存在するものの、この決議の、審議の段階での除斥は取り下げて、濱野工務店のかかわりがあります濱野議員のみについて再度訂正して議事進行の提起とさせていただきます。

○山田議長 それでは、ただいま西澤議員から濱野議員の除斥について提案がございましたけども、お諮りいたします。

濱野議員に対して除斥を希望している方、ご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 お座りください。

除斥多数。濱野議員の除斥を求めます。

(濱野議員除斥)

○山田議長 それでは、西澤議員から、ただいまの動議に対する説明をお願いいたします。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、提案させていただいて、提案理由を述べさせていただきます。

甲良町公共工事の入札にかかわる官製談合疑惑等の調査に関する決議(案)。

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり甲良町公共工事の入札の事務等に関する調査を行うものとする。

記。

1、調査事項。

(1) 公共工事にかかわる官製談合疑惑に関する事項。

(2) 公正な入札制度導入に関する事項。

2、特別委員会の設置。

本調査は、地方自治法110条および甲良町議会委員会条例第5条の規定により、委員、この9名の前に足してください。追加をします。地方自治法第117条に基づく除斥の対象議員を除く、そして、議長は議長としての職がありますので、議長を除く9名で構成する甲良町公共工事の入札にかかわる官製談合疑惑等調査特別委員会(以下官製談合疑惑調査特別委員会と略称)を設置し、これに付託して行う。

3、調査権限。

本会議は1に掲げる事項の調査を行うため地方自治法第100条第1項の権限を官製談合疑惑調査特別委員会に委任する。

#### 4、調査権限。

官製談合疑惑調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

#### 5、調査経費。

本調査に要する費用は予算の範囲内とする。

以上です。

そして、提案説明の理由では、この決議は犯罪として断定したものではございません。平成21年7月9日に執行された甲良町地域介護福祉空間施設、下之郷地先の入札に関し、最低制限価格の問題をはじめ、解明すべき疑惑が具体的に指摘されている。さらに、前町長の山崎義勝氏、野瀬喜久男総務主監、山田壽一議長、濱野圭市前副議長が情報を共有したと官製談合を示唆するCD録音の存在が言われている。また、同期日に執行された呉竹総合センター改築工事についても山崎義勝前町長が関与する官製談合の疑惑が指摘されている。これらは、刑事責任とは別問題として議会の役割の名において政治的、道義的責任を解明しなければならない。また、その解明を通じてあしき習慣と言われている最低制限価格の算定率の聞き出しや、指名競争入札における業者間の談合を防止し、もって町内労働者・業者の利益保護、育成を促進する公正公平な入札制度のあり方を当局に提起することが重要だと考えます。

加えて、1つ、施設の建設についての賛成、反対、あるいは評価を問うものではありません。あくまで入札が公正な競争入札のもとで執行されたのか、さまざまな角度から調査、検証するものです。

2つ目に、再度強調しますが、公共工事は町民、国民の大切な税金が原資であり、その税金の使われ方を監視するという議会に与えられた任務に照らして真相、事実を解明し、道義的、政治的責任を明らかにすることがとりわけ求められているものだと思います。

加えて、調査委員会の設置のところで追加で言いました。地方自治法の第117条に基づく除斥の対象議員を除く。そして議長を除くというのは、この調査から除くというのではございません。議長は議長としての役割がありますし、もちろん議題によっては除斥の対象となる場合がございます。そのときはそのときで委員の皆さんの判断をして、公正な調査ができるように推進してまいりたいと考えているものでございます。

以上、提案説明といたします。

○山田議長 それでは、お諮りいたします。

地方自治法第100条第1項の規定により……。

金澤議員、質疑を許します。

- 金澤議員 私も新人議員ですのでわかりませんが、今、これ、決議するまでにいろいろ問題点があるんですね。私は初めから、これは談合疑惑でないと言っているんです。だから、その点において、委員会設置は賛成します。これは白黒はっきりつけたい。そのかわり、やはり内容的にはいろいろ疑問がありますので、決議の後に内容等については協議できるんですか。
- 山田議長 委員会の中で討論を……。
- 金澤議員 やっていくんですか。
- 山田議長 委員会の中で。
- 金澤議員 一応きょうは決議だけをして、あと、すべてのことは委員会でやっていくと。例えば、この問題に対して白黒なってきましたわね、当然。そして、西澤議員は、過去これまでにいろいろ、私はないと言っているんです。そして、彼はあると言っているんですね、官製談合は。その中で濱野工務店の名前を出して濱野議員の名前も出ているんですね。その問題に対しては、最後はやはり西澤議員も、もしこの疑惑が解明されなかったら、白であった場合には西澤議員は責任をとるということもその委員会の中で決めるんですか、これは。どうなんですか、そういうことは。その点も含めて、これだけ騒がして、何も無いということじゃおかしいんです。
- 山田議長 委員会の中では本当に調査だけをしていただいて、明確な回答を得られるようにしたいと思います。西澤議員の今までの関連の、民報云々の関連はまた金澤議員の方から個人的にまたお話をさせていただき……。
- 金澤議員 私の発言は、例えば西澤議員の責任追及はその委員会の中でできるんですか。
- 山田議長 委員会の中ではちょっと難しい。
- 金澤議員 それならここで明記してもらわんと、やっぱり。この決議案をこのままでは受け入れることはできませんし、やはりそれは修正しながら提出したいと思います。19日までに私の思いを書いて出しますけど、それでどうですか。一応決議は決議で、それを今度修正は修正でまた協議してもらえろという形で。
- 山田議長 請願書という形で。
- 金澤議員 できるかできんか、その辺をちょっと聞いておかんと。
- 山田議長 議員が議員を個人的に、そういうのはなかなか難しいと思うんですわ。この委員会の中でそれなりの話が出ればいいですけども、なかなかそういう話はないと思いますので、委員会というのはこの事件に対して、事件か何か知らんけど、この疑惑に対して究明するという組織。
- 金澤議員 究明だけですか。
- 山田議長 はい。

○金澤議員　そしたら、疑惑をかけた人間はどういうふうになるんですか、これは。議員というのは証拠を出して、当然証拠を出してきて疑惑を解明するわけですね。そのときに、もしこれが、疑惑が解明されなかって何もなかったとなった場合は、それで済むんですか、議員として。今までずっとやってきて、これだけ民報へ書いて発言して、今日も新聞記者が来て、官製談合が疑われて。こういうことが、議員の道義的責任はどうとるんですか。この辺は、どこがどういうふうに解決していくのか。私はまだ新人議員でわかりませんがね。

○山田議長　それはしかるべき、これは議会の中の特別委員会ですので、行政とか、そういう調査委員会等で調べられて、談合情報の通報者が明白になり、その方々の、そういう罪を犯したというようなことがもしわかれば、またそれなりに委員会をつくって検討すればいいことですので。

西澤議員。

○西澤議員　金澤議員の疑問、質問にお答えいたします。

調査委員会は、表題のように、公共工事にかかわる官製談合があったのではないかと7月9日に通報があり、その後さまざまな問題が出ています。そして、きのう、そして今日には談合情報通報者が謝罪をしたということが事実を確認しないまま野瀬主監が事実でございますと言うて答えたことについて謝罪がありました。そして、きのうの全員協議会でも金澤議員は、そのことは誰に聞いたのかということを知りましたら、議長から聞いた。しかし、これはまだ灰色のままです。そういう点では一つ一つ、最低制限価格の問題などについて疑惑が指摘をされていますし、そういう問題を当局と、そして議員が論議をして調査という方向に向かっていくということですので、そのことを理解していただきたいし、その中で私が事実と違うことをいっばい言っていると。町民に迷惑をかけているということの事実が明らかになれば、それはそれで私としても判断をしなければなりません。

しかし、今の時点では私の事実の間違いという点では誰からも、濱野議員からも、以前名誉毀損罪でということ非常に厳しい話がありました。そういうこともありません。ですから、そういうやつを一つ一つ精査をしていくという委員会ですので、冷静に対応していただきたいように思いまして、よろしく申し上げます。

○山田議長　金澤議員。

○金澤議員　今、西澤議員から最後にそれなりの覚悟があるということを知りましたので、それで結構です。進めてください。今のでわかりましたので。

○山田議長　それでは、お諮りいたします。

ただいま西澤議員の方から提出された官製談合疑惑等の調査に関する決議

(案)、これに賛同される方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員で、可決されました。

これは特別委員会ということで、議長と除斥者を除いての委員会ということなんですか。

進行上、暫時休憩いたします。

(濱野議員入場)

○山田議長 濱野議員が入場されましたので、報告いたします。

ただいまの西澤議員の決議(案)、全員起立で成立いたしました。

ここで、委員会を開いていただきますので、暫時休憩いたします。

(午後 5時30分 休憩)

(午後 5時38分 再開)

○山田議長 それでは、休憩前に引き続きまして、再開いたします。

諸般の報告をいたします。

官製談合疑惑調査特別委員会の委員長は藤堂一彦議員、副委員長に山崎昭次議員、委員会の開催は、委員長・副委員長でご相談の上開催していただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時40分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 壽 一

署 名 議 員 金 澤 博

署 名 議 員 山 崎 昭 次